

新庄信用金庫の現況

2026 DISCLOSURE Vol.39

SHINJO SHINKIN BANK

お友達追加募集



CONTENTS

	頁
◆ごあいさつ	1
◆当金庫の事業概況	2
◆当金庫の概要	3
◆事業内容・組織図	4
◆取引商品・サービスのご案内等	5 ~ 9
◆手数料・A T M利用時間	10
◆当金庫のあゆみ	11
◆中期経営計画	12
◆中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12 ~ 13
◆新庄信用金庫の考え方	14 ~ 16
◆統合的リスク管理態勢	17 ~ 18
◆信用金庫の特性と総代会	19
◆新庄信用金庫とC S R	20 ~ 21
◆地域密着型金融の取組状況	22
◆新庄信用金庫と地域社会	23
◆トピックス	24 ~ 27
◆信用金庫業界	28
◆資料編	29 ~ 61
◆開示項目	62



土庫子 信金 ば
です

令和8年7月

理事長 井上 洋一郎

平素より私ども信用金庫をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方の当金庫に対するご理解を深めてもらうために、毎年ディスクロージャー誌を作成いたしております。私どもの業務内容について、ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

現下の社会経済状況は米国・イスラエルとイランの武力衝突に伴うホルムズ海峡封鎖やロシアのウクライナ侵攻の長期化などによりかつてない不透明感に包まれております。原油の94%を中東に頼っていたわが国にとって、原油の不足、それに伴う石油化学製品価格高騰などのダメージが大きく、経済全体に対する不安が広がっております。私どもの取引先は中小零細事業者ですので、物価上昇によるコストアップを価格転嫁で吸収することが難しく、加えて急速に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、深刻な人手不足や後継者問題等多くの課題に直面し極めて厳しい状況にあります。

以上のような経営環境のもと、おかげさまをもちまして令和8年3月末現在で総資産が849億円、預金量につきましては775億円となりました。

当金庫は、地元になくてもならない信用金庫でありつづける為に、「お客様との共生、地域との共生」を旗印に、信頼に値する健全性と強じんな経営基盤の確立を図りながら、個人・法人にかかわらず顧客の拡大に努め、「地元で集めたお金は地元へ還元（貸出）する」というお金の地産地消を進めて参ります。

また、昨年は新庄市の「新庄開府400年記念事業」に全面的に協力して参りましたが、開府400年と同時に、270年の節目を迎えたユネスコ無形文化遺産「新庄まつり」について、そのルーツを知ってもらう意図で絵本を作成、最上郡全ての小学生に配布する等、歴史的風致を活用した「歴まちづくり」に貢献しております。

今後とも地域の皆様と運命共同体として役職員一致協力して努力する所存でありますので、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

経営理念

- ◆中小企業の健全な発展
- ◆豊かな国民生活の実現
- ◆地域社会繁栄への奉仕

3つのビジョン実現のため連帯と協調の精神のもと地域になくてもならない金融機関を目指します

基本方針

- 1.郷土の繁栄に心から奉仕する
- 2.内容の堅実な金庫にする
- 3.和顔愛語に満ちた明朗な庫風を創る
- 4.待遇の優れた金庫にする

【業績】

(1) 主要勘定

① 預金

預金につきましては、期末残高が前期比 6 5 3 百万円増加の 7 7, 5 8 0 百万円となり、平残ベースでは前期比 5 2 6 百万円増加の 7 7, 1 6 9 百万円となっております。

② 貸出金

貸出金は、消費者ローンや住宅ローン、法人向けの協会付き融資の増強を目指して、既往・新規先アプローチを行った結果、期末残高は前期比 1, 4 3 2 百万円増加の 4 4, 6 5 8 百万円となりました。

(2) 損益

一般企業の売上高に相当する経常収益は、貸出金利息収入や有価証券運用益の増加などにより前期比 1 5 0 百万円増加の 2, 0 9 7 百万円となりました。また、コア業務純益は前期比 7 1 百万円増加の 4 4 5 百万円、当期純利益は前期比 4 9 百万円増加の 3 6 0 百万円の計上となりました。

最近 5 年間の主な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
経常収益	1,526	1,633	1,787	1,946	2,097
業務純益	415	485	473	348	375
コア業務純益	377	487	513	373	445
経常利益	420	464	486	450	525
当期純利益	294	337	352	310	360
出資総額	237	238	237	238	238
出資総口数 (期末)	4,756,784口	4,777,044口	4,753,154口	4,769,444口	4,773,604口
(期中平均)	4,732,921口	4,769,720口	4,753,874口	4,764,020口	4,774,464口
純資産額	5,867	5,230	6,343	5,568	6,729
総資産額	82,115	83,110	83,631	83,037	84,924
預金積金残高	75,821	77,410	76,790	76,926	77,580
貸出金残高	41,600	42,047	42,444	43,226	44,658
有価証券残高	20,002	19,556	19,239	16,922	16,279
出資1口当たり純資産額(円)	1,233.43	1,095.00	1,334.62	1,167.59	1,409.79
出資1口当たり当期純利益(円)	62.20	70.78	74.06	65.27	75.51
出資に対する配当金(出資1口当たり)	9,458千円 1.9 円	9,536千円 1.9 円	9,479千円 1.9 円	9,521千円 1.9 円	9,543千円 1.9 円
配当負担率(%)	1.93	1.55	1.25	1.11	0.94
出資会員数(人)	7,286	7,328	7,305	7,292	7,315
(うち法人会員数)	732	739	740	739	741
役員数	11	11	11	11	11
うち常勤役員数	6	6	6	6	6
職員数	73	74	71	68	66
単体自己資本比率(%)	12.26	12.55	13.02	14.70	15.12

(注) 1. 出資1口当たり純資産額は、期末出資口数(処分未済持分を除く)により算出

2. 出資1口当たり当期純利益は、期中平均出資口数(処分未済持分を除く)により算出

3. 配当負担率 = 配当金 ÷ 当期末処分剰余金 × 100

◆当金庫の概要

SHINJO SHINKIN BANK 2026

当金庫の概要

名 称 新庄信用金庫
所在地 〒996-0027
山形県新庄市本町2番9号
☎0233-22-4222
創 立 大正12年6月27日
役職員数 72名（うち常勤役員6名）
店舗数 8店舗（支店7）
総資産 849億円
預金量 775億円
出資金 238百万円
自己資本比率 15.12%
会員数 7,315名

令和8年3月31日現在

役員

理事長 井上 洋一郎
専務理事 佐藤 進
常務理事 丹 智 弥
常務理事 大澤 栄一郎
常勤理事 岸 輝 郎
理 事 塩 野 正 男
理 事 石 川 泰 助（※1）
理 事 近 岡 伸（※1）
常勤監事 荒 井 喜 博
監 事 武 田 明
監 事 前 澤 靖 彦（※2）

（※1）理事 石川泰助、近岡伸は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（※2）監事 前澤靖彦は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

令和8年6月18日現在（総代会後）

職員

●職員

		令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
職員数	男 子	45人	40人	39人
	女 子	26人	28人	27人
	合 計	71人	68人	66人
平均年齢	男 子	40歳 5ヶ月	42歳 5ヶ月	42歳 5ヶ月
	女 子	29歳 4ヶ月	31歳 4ヶ月	32歳 5ヶ月
	合 計	34歳 5ヵ月	36歳 5ヵ月	37歳 5ヵ月
平均勤続年数	男 子	17年 2ヵ月	19年 1ヵ月	19年 1ヵ月
	女 子	8年 1ヵ月	8年 1ヵ月	9年 1ヵ月
	合 計	13年 1ヵ月	13年 2ヵ月	14年 1ヵ月
平均給与月額		275千円	297千円	332千円
臨時職員		17人	17人	17人

※平均給与月額は時間外手当を含む3月給与支給実績（賞与を除く）

●新規採用人員の推移

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
男 子	2人	3人	0人
女 子	1人	0人	2人
合 計	3人	3人	2人

当金庫の営業地区

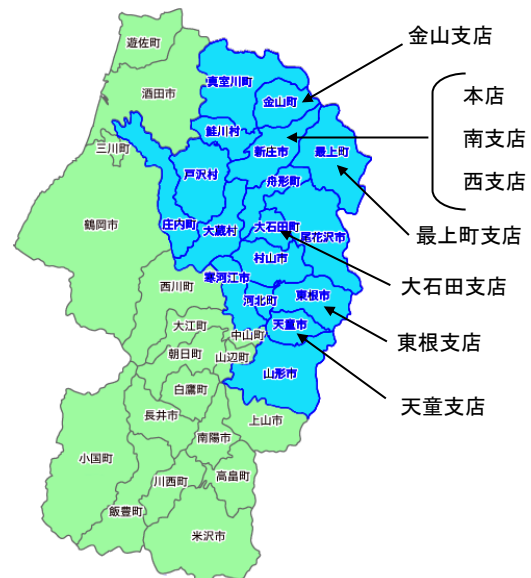
市（7）	新庄市、尾花沢市、東根市、村山市、天童市、山形市、寒河江市
町 村 (10)	最上郡 金山町、真室川町、舟形町、最上町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
	北村山郡 大石田町
	西村山郡 河北町
	東田川郡 庄内町

上記17市町村を営業区域としております。

店舗所在地

●店舗

本店・本部	996-0027	新庄市本町2-9	0233-22-4222
大石田支店	999-4111	北村山郡大石田町大字大石田乙29-1	0237-35-2818
南支店	996-0033	新庄市下金沢町10-6	0233-22-4228
金山支店	999-5402	最上郡金山町大字金山321-2	0233-52-2021
天童支店	994-0026	天童市東本町2丁目7-5	023-653-8621
西支店	996-0073	新庄市栄町1-2	0233-22-5000
最上町支店	999-6101	最上郡最上町大字向町609-6	0233-43-2877
東根支店	999-3720	東根市さくらんぼ駅前2丁目12-1	0237-41-2252



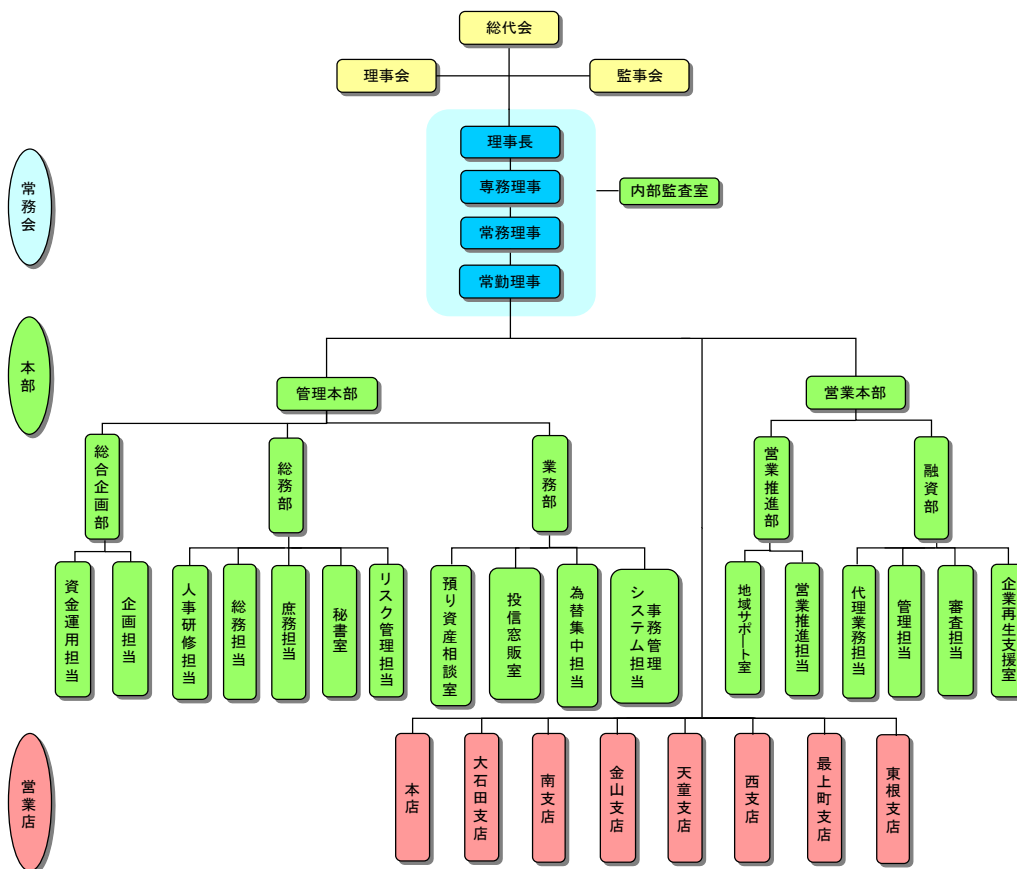
●店舗外現金自動サービスコーナー

ヤマザワ新庄店出張所	新庄市金沢字大道上2033-4
ヨークベニマル新庄店内	新庄市五日町字清水川1305-5
JR新庄駅ゆめりあ内 (山形銀行 共同)	新庄市多門町1-2

主要な事業内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金
貸出業務	(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越 (ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引
為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等
附帯業務 ※上記の3業務に付随	1. 債務の保証 2. 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資 3. 公共債の引受 4. 代理業務 ①日本銀行歳入代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③株式払込金の受入代理業務 ④信金中金、日本政策金融公庫等の代理貸付業務 5. 保護預りおよび貸金庫業務
証券業務	国債等公共債の窓口販売、投資信託の窓口販売
保険業務	生命保険、個人年金保険、損害保険の窓口販売

組 織 図



(令和8年7月末現在)

SHINJO SHINKIN BANK 2026

◆預金商品

種類	特色(内容)	期間	預入額	
普通預金	給与・年金の受取り、公共料金・各種クレジットの自動支払い等にご利用いただけます。(スマートフォンによるアプリ通帳「しんきん通帳」、「バンキングアプリ」で入出金明細、残高確認もご利用いただけます。)	出し入れ自由	1円以上	
	総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセットした商品です。必要なときに定期預金の90%、最高200万円までご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	無利息型普通預金	「無利息」、「常時払い出し」、「決済サービス」の3条件を満たす預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	5段階に金額階層別金利が設定された預金です。	出し入れ自由	1円以上	
当座預金	手形や小切手をご利用になれる預金です。	出し入れ自由	1円以上	
通知預金	まとまったお金の短期間預け入れに最適な預金です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	引出しは納税時	1円以上	
定期預金	まとまったお金を有利な金利で安全に増やせる預金です。			
大口定期預金	大口資金の運用に適した預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	
スーパー定期預金	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年経過後、1ヶ月前に満期日を指定できます。	最長3年	1,000円以上 300万円未満	
変動金利定期預金	金利情勢に応じて適用金利が6ヵ月ごとに変動する定期預金です。	1ヵ月以上 3年以内	1,000円以上	
新型複利定期預金	お預け期間に応じて6段階の固定金利、半年複利で増やせます。6ヶ月経てば自由にお引き出しできます。	最長5年	1,000円以上 1,000万円未満	
年金定期預金	年金を自動受取されているお客様、予約をいただいているお客様を対象として金利を上乗せいたします。	1年	1,000円以上 1,000万円以内	
積立定期預金	一冊の通帳に、プランに合わせ自由な金額で積立ができます。	3ヶ月以上	1,000円以上	
定期積金(スーパー積金)	目的にあわせて期間と金額を決め、毎月計画的に積み立てる預金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	
財形貯蓄預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引きになります。			
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金です。元本550万円(財形住宅と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上	
財形住宅預金	住宅取得のための資金を貯める預金です。元本550万円(財形年金と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上	
一般財形	貯蓄目的は自由です。課税対象となりますが財形持家・進学融資の特典も受けられます。	3年以上	1,000円以上	

ウィッシング・ブック定期預金（夢がかなう本）「えほん定期」

世界でたった一冊の、自分だけの本をプレゼント！

[illegible]

「復興特別所得税」について

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日より「復興特別所得税」が課せられることとなりました。これは平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間にわたり、所得税額に対し復興特別所得税として2.1%を課すというものです。

本税制により、平成25年1月以降は預金利息、国債利子等の利子所得および公募株式投資信託の配当所得、譲渡所得に対しても「復興特別所得税」が課せられます。
(詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。)

◆融資商品

〔個人向けローン〕

種類	特色(内容)	期間	ご融資金額
住宅ローン	住宅新築、住宅購入、土地購入、リフォーム、借換資金等にご利用いただけます。	50年以内	20,000万円以内
無担保住宅ローン	住宅の増改築、住居修繕費用等にご利用いただけます。	20年以内	2,000万円以内
マイカーローン	新車購入、中古車購入、免許取得、車検費用等にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
教育プラン	お子様のご入学金、授業料、教材購入、引越代等にご利用いただけます。	16年以内 (据置期間あり)	1,000万円以内
職域サポート 社員応援ローン	職域サポート契約先の経営者、従業員の方(パートやアルバイトの方を含みます)専用の社員応援商品です。	15年以内	1,000万円以内
フリーローン	お使いみちはご自由です。(下記【主な当金庫の融資商品】をご参照ください。)	10年以内	800万円以内
かむてんカードローン	お使いみちはご自由、お近くのATMでご利用いただけます。	3年更新	100万円以内
きゃっする			500万円以内
ミニカードローン			100万円以内

〔事業者向けローン〕

種類	特色(内容)	期間	ご融資金額
事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただけます。(業歴3年以上・2期以上の決算・確定申告を行っている法人及び個人事業主の方)	1年又は2年更新	2,000万円以内
小規模事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただけます。(同一事業の経歴1年以上で、1期以上の決算を行っている小規模事業者の方)	1年又は2年更新	300万円以内
しんきん経営サポート	設備資金や通常の運転資金等、事業資金にご利用いただけます。	10年以内	8,000万円以内

【主な当金庫の融資商品】※金利・内容等詳しくは、本支店窓口までご相談ください。(記載金利には期限がございます)

「得々ローン」

●お使い道自由！
事業資金もOK！
おまとめ資金も可能です。



お使いみち自由！
事業資金もOK！
500万円まで

年4.7%~14.2%

新庄信用金庫

「元気100倍ローン」

●おまとめ(ローンの一本化)、ご旅行、車など、お使い道自由なローンです。



元気100倍ローン
3.75%~8.5%
800万円まで

新庄信用金庫

「みんなの応援団」

●パートやアルバイト、主婦の方も
お申込頂ける、お使い道自由なローンです。



みんなの応援団
500万円まで

新庄信用金庫

「マイカーローン」

●新車・中古車・バイクや車検・借換にも！あなたのカーライフをサポートします！



マイカーローン
3.7%~2.9%
0.8%まで

新庄信用金庫

「しんきん住宅ローン」

●将来設計がしっかり見える固定金利で安心サポート。借り換え資金もOK！



しんきん住宅ローン
3.75%~1.80%
3年固定金利 年1.00%

新庄信用金庫

「しんきん教育カードローン」

●在学期間中の様々な教育資金ニーズに対応！必要な時に必要な分をATMでお借入れいただけます。



しんきん教育カードローン
2.9%
最大500万円まで

新庄信用金庫

◆各種サービス

サービス名	特色(内容)
キャッシュカードサービス	全国の提携金融機関及びコンビニエンスストアATMから残高照会、入出金、振込等がご利用いただけます。
自動支払サービス	ご指定の口座から税金・各種料金を自動引き落としでお支払いいただけます。
Pay-easy 口座振替受付サービス	口座振替の手続きを、キャッシュカードだけで行えるサービスです。
しんきん通帳アプリサービス	「しんきん通帳アプリ」にお使いの口座を登録することで、通帳レスで口座管理ができるようになります。
法人インターネットバンキング (IB)	残高照会、資金移動、入出金明細照会、総合振込、給与振込、預金口座振替、収納サービスがご利用いただけます。
でんさいネットサービス	電子手形の受取や譲渡等が可能な決済サービスです。
スポーツ振興くじ(toto) 当せん金の払戻し業務	本店・大石田支店・天童支店の3店舗の窓口にて、スポーツ振興くじ(toto)の当せん金の払戻し業務を行っております。

キャッシュカードご利用のお客様へ

- キャッシュカードは、預金通帳やお届け印と同様、非常に大切なものです。万一、盗難にあわれたり紛失された場合には、ただちに
お取引店又は下記「カード盗難紛失受付センター」までご連絡ください。
- 暗証番号は他人に知られないよう十分ご注意ください。特に、「暗証番号を記載したメモ」や、「暗証番号を推測される手掛り」となるものはカードと一緒に保管しないでください。カードの利用明細票は必ずお持ち帰りください。
- 当金庫の職員が店舗外や電話で暗証番号をお尋ねすることは一切ありません。ご不審の場合にはすぐにお取引店にご照会ください。

カード盗難紛失受付センター：フリーダイヤル 0120-793-714 (24 時間対応)

取引時の確認等にご協力下さい

平成28年10月1日より再改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行され、取引時確認の方法が一部変更されました。また、取引時確認が必要な際の本人確認書類が、顔写真のあるものと顔写真のないもので確認方法が異なりますのでご協力下さいますようお願いいたします。

〔取引時の確認事項とその書類〕

取引時には、運転免許証などの公的証明書での確認が必要となります。

なお、通常の取引と**ハイリスク取引**とで確認方法が異なる事項がありますので、ご注意ください。

※公的証明書で有効期限のある書類は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、提示される日の前6ヶ月以内に作成されたものに限りです。

〔ハイリスク取引とは？〕

なりすまし・偽りが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、以下に該当する取引をいいます。

- ・当初の契約時の確認の際に顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引。
- ・当初の契約時の確認の際に確認事項を偽った疑いがある顧客等との取引。
- ・イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。
- ・外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）やその家族等との取引。

〔ハイリスク取引時の確認〕

マネー・ローンダリングのリスクの高い一定の種類の取引（ハイリスク取引）を行う際に、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。（司法書士等士業者を除く。）詳しくは、当金庫の窓口へお問い合わせください。

◆金融円滑化のための基本方針、金融商品に係る勧誘方針

金融円滑化のための基本方針

新庄信用金庫（以下「当金庫」という。）は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 地域金融円滑化をより推進する態勢整備を図るために平成21年12月24日に基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規定を策定し、金融円滑化管理責任者を選任いたしました。
- ・ お客さまへのきめ細かな経営支援を行うために態勢を整備し、事業支援や経営改善支援に取り組んでいます。
- ・ 各種セミナーの開催や、ビジネスマッチングなどお客様の事業支援に対する取り組みを行っております。また、山形大学と連携し各種経営課題の解決相談に取り組んでいます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸出条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情は、次の相談窓口をご利用ください

新庄信用金庫 営業本部融資部内 金融円滑化苦情相談窓口 0233-22-4222

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

◆お客様本位の業務運営に関する取組方針、保険商品・投資信託の窓口販売

お客様本位の業務運営に関する取組方針

新庄信用金庫は（以下「当金庫」という。）当金庫の経営理念・基本方針に基づき、お客様の資産形成及び資産運用における業務において、お客様本位の業務運営に取り組むため以下の取り組み方針を定めました。

1. お客様にとって最善の利益の追求

当金庫は、お客様の最善の利益を追求するため、お客様の意向と知識、投資経験及び財産の状況等を照らし、お客様の安定した資産形成を重視する金融商品・サービスの提案を行います。

2. 利益相反の適切な管理

当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように、別に定める「利益相反管理方針の概要」に従い適切な管理に努めます。

3. 手数料の明確化

当金庫は、お客様にご負担して頂く手数料及び諸費用について透明性を明確にし、お客様にご理解いただけるよう分かりやすい丁寧な説明をいたします。

4. 提供する情報の充実と分かりやすい説明

取り扱う金融商品のご提案にあたっては、商品の特性、リスク、取引条件等重要な情報について分かりやすい表現を用い、お客様の立場に立った丁寧な説明に努めます。

5. お客様にふさわしいサービスの提供

当金庫は、お客様の金融知識、取引経験、資産の状況、取引目的・ニーズ等を正確に把握させていただいたうえで、適切な金融商品、サービスを提供いたします。

また、金融商品・サービスの販売後においてもアフターフォローの充実に努め、経済環境や市場動向を踏まえた適切な情報提供に努めます。

6. お客様本位の業務運営を行うための態勢整備

当金庫は、各種研修会及び庫内教育を通じて専門知識の習得、スキルの向上を図り、お客様に最適な金融商品・サービスを提供するための態勢整備に努めます。

保険商品・投資信託の窓口販売

上記の取組方針に基づき当金庫では、お客様一人ひとりの資産づくりの目的やライフサイクルに合わせた商品を提案しております。

【保険商品】

「預金」だけでなく、保険商品も選べる便利さが注目を集めております。生活を取りまくさまざまなリスクをカバーするために、ご相談をお待ちしております。

保険商品について、「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めて参ります。商品内容など、詳しくは当金庫ホームページをご覧ください。

【投資信託】

将来の生活設計のための魅力ある資産運用商品として、投資信託の取り扱いをしております。投資信託とは、投資家から集めた資金を1つにまとめて、運用の専門家が株式や債券などに投資、運用を行う商品です。投資信託は預貯金とは違い「投資」ですので、当金庫ホームページに掲載されております「投資信託のご案内」等の内容をご覧の上、投資信託のリスクについて十分ご理解いただくことをお勧めいたします。

令和8年6月現在、厳選した21商品をラインナップしております。お客様の資産形成にお役立ていただけるよう、半分以上の11商品をNISA（成長投資枠）対象としてご準備しております。

◆手数料・ATM利用時間

SHINJO SHINKIN BANK 2026

【主な手数料一覧】

●為替手数料

種目	取扱区分			当金庫あて		他行あて
				同一店あて	本支店あて	
振込手数料	窓口扱い	電信	3万円未満	(※1) 330円 (※2) 440円	(※1) 660円 (※2) 770円	
			3万円以上	(※1) 550円 (※2) 660円	(※1) 880円 (※2) 990円	
		文書	3万円未満	440円	770円	
			3万円以上	660円	990円	
		ATM扱い	3万円未満	220円	550円	
			3万円以上	440円	770円	
	インターネットバンキング	3万円未満	無料	110円	440円	
		3万円以上	無料	330円	660円	
	総合振込手数料	窓口	3万円未満	(※1) 330円 (※2) 440円	(※1) 660円 (※2) 770円	
			3万円以上	(※1) 550円 (※2) 660円	(※1) 880円 (※2) 990円	
		ネット	3万円未満	無料	110円	440円
			3万円以上	無料	330円	660円
	給与振込手数料	窓口	3万円未満	無料		(※1) 660円 (※2) 770円
			3万円以上	無料		(※1) 880円 (※2) 990円
		ネット	3万円未満	無料	440円	
			3万円以上	無料	660円	
		定額自動振込	3万円未満	330円	660円	
			3万円以上	550円	880円	
代金取立手数料	至急扱い			440円	880円	
	普通扱い			440円	660円	
口座振替手数料	インターネットバンキングDVD媒体持込 1データ当り				55円	
	紙媒体持込 1データ当り				110円	
その他手数料	為替組戻手数料				880円	
	取立手形組戻料				1,100円	
	不渡手形返却料				1,100円	

(※1)…10件未満の場合1件につき (※2)…10件以上の場合1件につき

●その他手数料

小切手帳発行手数料	1冊	5,500円
約束手形帳発行手数料	1冊	5,500円
自己宛小切手発行手数料	1枚	1,100円
マル専口座開設手数料	1件	3,300円
マル専手形用紙発行手数料	1枚	1,100円
残高証明書発行手数料	1件（随時発行）	660円
	1件（定期発行）	550円
	1件（監査法人向け）	3,300円
貸金庫利用手数料	年間	5,280円
夜間金庫利用手数料	月額	5,500円
各種取引証明書発行手数料	1通	330円
取引明細検索システム利用料	1枚	110円
各種再発行手数料	1件	1,100円
インターネットバンキング基本手数料	月額（機能限定版） ※残高照会・取引履歴照会・ 資金移動等	1,100円
	月額（フル機能版） ※上記に加え、総合振込・給 与振込・口座振替等	3,300円
インターネットバンキングその他手数料	電子証明書再発行手数料	550円
	お客様カード再発行手数料	1,100円
	各種再設定手数料（出張） ※電話での各種再設定対応 は無料です	5,500円
	紙媒体持込手数料 ※口座振替・給与振込が対象 委託者コード登録維持管理料 ※DVD媒体持込先のみ対象	1データ当たり 1委託者コードにつき月額 5,500円
窓口両替手数料（合計枚数の多い方） 金種指定払戻手数料 硬貨入金手数料	50枚まで	無料
	51枚～500枚	330円
	501枚～1,000枚	440円
	1,001枚～2,000枚	660円
	2,001枚以上	1,000枚毎に330円加算

●ATM利用手数料

区分	当金庫カード（当金庫ATM利用時）	カード盗難紛失受付センター
平日	08:30～18:00	無料
	18:00～	110円
土曜日	08:30～14:00	無料
	14:00～	110円
日曜・祝日	終日	110円

※ATMにより取扱業務・時間が異なる場合もございます。

※他金融機関CDカードにて、当金庫ATMを利用した場合等、詳しくは当金庫ホームページをご覧ください。

●ATM利用時間帯

所在地	平日	土曜日	日曜・祝日
店内	本店・各支店	08:30～21:00	08:30～19:00
店外	ヤマザワ新庄店出張所	08:30～21:00	08:30～19:00
	ヨークベニマル新庄店内	09:00～21:00	09:00～21:00

※取扱業務／入金、出金、振込、残高照会、通帳記帳

※ATMのご利用に際しては、手数料がかかる場合がございます。

※詳しくは最寄の窓口にお問い合わせください。

※コンビニATMは平日 07:00～23:00、土曜・日曜・祝日は 08:00～23:00 にご利用いただけます。



◇平日 / 8:45～18:00の入出金
◇土曜 / 9:00～14:00の出金



上記のご利用時間での他信用金庫ATM取引が手数料無料でご利用できます。

※1 一部、ATMがご利用できない地域・店舗もございます。

※2 取扱時間は本店支店同様の時間となります。

●融資手数料

割引手形	取立手数料	山形交換所以外商手1枚につき	660円
手形貸付	実行手数料		3,300円
	条件変更	期限延長他(期限内書換は除く)	5,500円
債務保証	保証書発行手数料		3,300円
	条件変更	保証内容変更契約書発行	3,300円
証書貸付	実行手数料	プロパー・事業性融資、住宅ローン	3,300円
		消費性ローン(住宅ローンを除く)	1,100円
	条件変更	金利変更	11,000円
		割賦金、期限延長、手貸・当貸・証 貸、保証人の変更顧客申出分	5,500円
	早期完済・一部繰上返済	残存期間1年未満	1,100円
		残存期間1年以上	3,300円
不動産担保手数料	抵当権、根抵当権設定	特約書締結先	契約内容通り
		10万円未満	11,000円
		100万円～500万円未満	22,000円
		500万円～1億円未満	33,000円
	一部抹消等条件変更	1億円以上	55,000円
住宅ローン(しんきん保証基金利用、根・抵当権設定を含む)	新築		55,000円
	改良(新築以外すべて)		22,000円
	全国保証	全国保証55,000円 当庫22,000円	77,000円
	早期弁済	金利選択型	33,000円
		金利選択型以外	3,300円
	一部繰上返済	残存期間1年未満	1,100円
		金利選択型	22,000円
		金利選択型以外	3,300円
	金利選択型	残存期間1年未満	1,100円
		更新手数料	3,300円
事業者カードローン発行手数料			3,300円
カードローン(一般)発行手数料			なし
融資証明書発行手数料			3,300円
残高証明発行手数料			660円
融資関係用紙代			なし

※山形県信用保証協会付融資の繰上返済、条件変更手数料は無料

※印紙代は別途徴収

※申込関係書類についてはすべて無料

大正12年	6月	産業組合法により新庄信用組合を創設
昭和27年	7月	信用金庫法により新庄信用金庫に改組
昭和36年	2月	大石田支店開設
昭和39年	11月	本店新築落成
昭和42年	10月	南支店開設
昭和45年	11月	金山支店開設
昭和47年	9月	創立50周年記念式典
昭和49年	3月	天童支店開設
昭和51年	10月	万場町支店開設
昭和54年	5月	オンライン稼働
	7月	本店を現在地に新築移転
昭和55年	10月	西支店開設
	11月	しんきんネットキャッシュサービス取扱開始
昭和57年	9月	創立60周年記念式典
昭和59年	1月	証券業務取扱開始
	10月	駅前支店開設
昭和60年	12月	日本銀行当座取引開始
昭和61年	10月	南支店を現在地に新築移転
	11月	日本銀行歳入代理店契約締結
昭和63年	7月	東支店開設
	10月	大口定期預金取扱開始
平成 元年	1月	第三次オンラインスタート
平成 2年	4月	窓口業務取扱時間延長開始
	〃	大石田支店新築
平成 3年	2月	研修所（ベルグ・ホフ しんきん）開所
	6月	向町支店（現最上町支店）開設
	11月	スーパー定期・大口定期（3年）取扱開始
平成 4年	6月	貯蓄預金・スーパー積金取扱開始
	10月	資金移動取引サービス開始
平成 5年	5月	店外ATM設置（ヨーク・ニマル 新庄店）
	10月	創立70周年記念式典
平成 7年	10月	金山支店を現在地に移転
平成 8年	9月	SEC（しんきんエグゼクティブクラブ）設立
平成 9年	2月	キャッシュコーナーの祭日稼働開始
平成10年	1月	しんきん文化ホール（レキシントン新庄）完成
	4月	ATM平日稼働時間を21時まで延長開始
平成11年	3月	東北地区信金初のインストア・ランチ東根出張所（現東根支店）開設
	〃	ゆうちょ銀行とATM相互接続開始
	〃	『えほん定期預金』発売
	10月	『つばさ歓迎定期預金』発売
平成12年	7月	駅前支店を廃止、本店に統合
	12月	しんきんATMゼロネットサービス開始（しんきんネット手数料の全国無料化）
平成13年	3月	スポーツ振興くじtoto払戻し業務開始
	4月	長期火災保険の窓口販売開始
	11月	信用金庫法制定50周年記念全国大会
平成14年	4月	定期性預金ペイオフ解禁
	10月	生命保険窓口販売開始
平成15年	3月	個人向け国債取扱開始
平成16年	11月	無利息型普通預金取扱開始
平成17年	10月	東支店を廃止、本店に統合
平成18年	4月	投資信託の窓口販売開始
平成19年	5月	東京大学大学院とバイオマス利用研究アドバイザリー契約締結
	12月	保険商品全面解禁による生命保険の窓口販売開始
平成20年	6月	第11回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
平成21年	2月	新庄市消防団協力事業所として認定
	4月	経済産業省の地域力連携拠点事業において山形大学パートナー機関採択
平成21年	9月	県内4信用金庫と山形銀行間ATM相互利用の業務提携、サービス開始

◇歴代の組合長・理事長

近岡 卯吉	大正12年	6月～昭和24年11月
吉村 鱗治	昭和24年	11月～昭和33年 5月
高山 四郎	昭和33年	5月～昭和37年 5月
森 清治	昭和37年	5月～昭和39年 5月
西田 芳松	昭和39年	5月～昭和44年 5月
井上 作松	昭和44年	5月～平成12年 4月
井上洋一郎	平成12年	4月～

平成22年	3月	やまがた絆の森 しんきん結の森・ぐるっと花笠の森【新庄】協定締結
	〃	経済産業省の中小企業応援センター事業において山形大学とともに採択
	7月	井上理事長が山形県信用金庫協会の会長に就任
	11月	井上理事長が「黄綬褒章」を受章
平成23年	2月	県内4信用金庫と荘内銀行間ATM相互利用サービス「く荘銀・しんきんべんりだネ！っ」業務提携
平成25年	6月	大蔵村と観光客誘致連携協力協定締結
平成26年	6月	創立90周年記念
平成28年	3月	新庄商工会議所・山形大学と「経営塾」の実施に関する協定を締結
	9月	亀有信用金庫と業務提携覚書締結
平成31年	3月	新庄まちづくりファンドを設立
令和 元年	6月	金山町の国産落花生生産地プラットフォーム構築事業開始
令和 2年	2月	天童支店 移転新築開店
	4月	井上理事長が「旭日双光章」を受章
	10月	戸沢村と「観光振興に関わる連携協定」を締結
	11月	万場町支店を廃止、本店に統合
令和 3年	2月	他信用金庫との広域連携プロジェクトを開始
	4月	鮭川村と「地域振興に関する連携協定」を締結
	5月	第24回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
令和 4年	1月	当金庫推薦の新庄市観光周遊コンテンツ整備事業に対し、信金中金より1,000万円の寄附金贈呈
令和 5年	4月	漫画「初代新庄藩主 戸沢政盛公物語」発刊と最上郡内の小中学生へ寄贈
	〃	創立100周年記念山響スペシャルコンサート
	〃	県内4信用金庫、県発明協会と連携し包括的連携・協力協定を締結
	6月	創立100周年記念大感謝祭
	11月	創立100周年記念祝賀会
令和 6年	2月	東根出張所を市内中心部へ新築移転し東根支店として開店
	6月	よい仕事おこしフェア実行委員会、新庄市、大石田町と包括連携協定を締結
令和 7年	4月	しんきんの共済制度「日本フルハップ」取扱開始
	7月	最上町支店 移転・改装開店
	〃	新庄市と地域創生に関する包括連携協力協定を締結
令和 8年	4月	最上地域のすべての小学校と義務教育学校の児童に、絵本「新庄まつり」を贈る
	6月	第29回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」受賞

中期経営計画として【しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画】を下記のように取り組んでおります。

【計画期間】

令和6年4月1日から、令和9年3月31日まで（3年間）

【中期計画基本方針】

信用金庫業界全体の新中期経営計画策定要綱【しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～】の計画理念を受け、令和6年度、令和7年度、令和8年度の当金庫の経営の基本方針を次のように設定しております。

信用金庫は、会員、お客さま、そして職員をはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動し、協同組織の地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創る。

【上記基本方針を実践するための経営戦略項目】

1. 「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」
2. 「地域の面的再生への積極的な参画」
3. 「地域や利用者に対する情報発信」

【この方針を推進するための戦略内容】

- ◆ 貸出先への支援強化の取り組みとして、「ビジネスマッチ東北」や「“よい仕事おこし”フェア」において出展・販路拡大・マッチング支援を行う。また「新現役交流会」や「お土産取次プロジェクト」など全国の信用金庫との広域連携を活用していくと同時に、山形大学柴田孝客員教授との企業訪問による生産革新等の指導・支援・課題解決に向けた具体的な提案を実施していく。
- ◆ 金庫内SNS「Rグループ」の活用に加え、新庄信用金庫公式LINEなど、SNSによる新たな顧客獲得の推進を実施する。
- ◆ 創立100年を迎えるにあたり、今後100年を見据えてのイノベーション元年のスタート戦略を実践していく。

◆中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

【中小企業の経営支援に関する取組方針】

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮し、地域経済の発展に寄与するため、全力を傾注して取り組んで参ります。

【中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況】

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程、経営改善支援取扱規程の制定
- ・新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、お客様への十分な説明等を行うため、融資部及び各営業店に相談窓口を設置し、その解決に向けた態勢整備の実施
- ・複数の金融機関から借入れを行っているお客様からの貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善や事業継承が必要な企業については、外部機関との連携により専門家派遣等の支援を実施

【中小企業の経営支援に関する取組状況】

- ① 創業・新規事業開拓の支援
 - ・当金庫制度融資及び県信用保証制度等による支援「創業・新事業支援資金」実績13件、79百万円
- ② 成長段階における支援
 - ・販路拡大支援（「ビジネスマッチ東北2025」にて取引先含む10先が出店）
 - ・県信用保証制度「経営サポート」により担保や第三者保証に依存しない融資による支援を実施
- ③ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
 - ・経営支援先を選定し、経営改善計画策定（策定支援先数47件）・再生計画等の策定支援及び経営改善実行のための助言・進捗状況管理を実施、新現役交流会（専門家派遣）による経営課題等の解決
 - ・山形大学の柴田孝客員教授による経営課題改善支援や経営相談の継続

◆中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 SHINJO SHINKIN BANK 2026

- ・中小企業等の金融円滑化を図るとともに、制度融資を活用し、経営安定化および営業店、融資部が連携を図りながら貸付条件変更等に積極的に対応、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施

【地域の活性化に関する取組状況】

信用金庫の全国ネットワークを活かした城南信用金庫主催フェアにおける地域のPR活動や広域連携プロジェクトへの参加、営業エリア内の市町村との観光振興のための連携協定の締結、NPO法人バイオマスものがみの会等の支援

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況】

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下の通り策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和7年度、当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は196件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は42.0%、保証契約の解除はございませんでした。保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った同ガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

【経営者保証に関する取組方針】

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(※1)(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証をご提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証に関するガイドライン」の要件

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ② 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- ⑤ 経営者から必要な物的担保の提供があること

(※1) 2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(日本商工会議所および一般社団法人全国銀行協会が事務局)により公表。

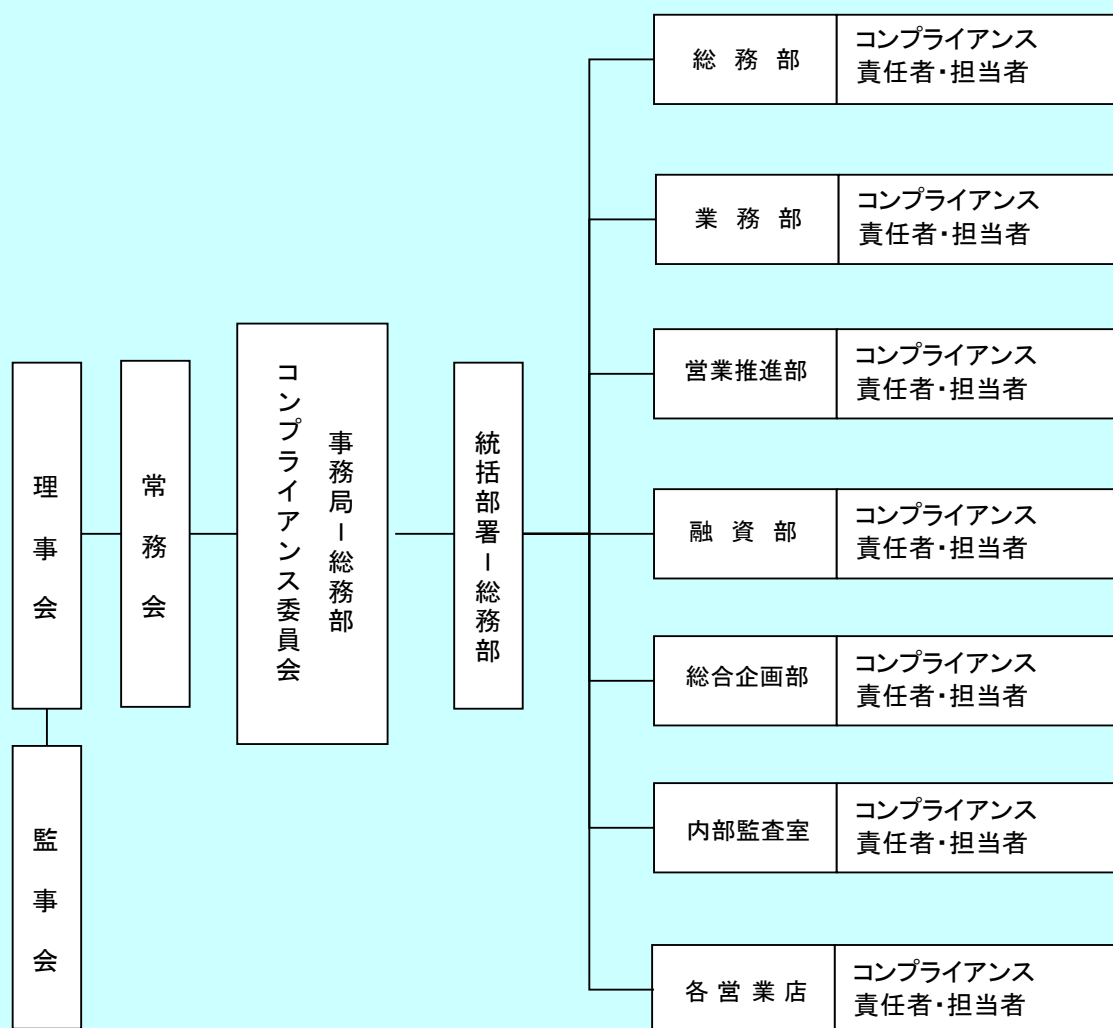
以上

【法令等遵守（コンプライアンス）の体制の強化】

当金庫では、法令、社会的規範等の遵守、すなわちコンプライアンスを重要な経営課題の一つとして認識し、これを徹底するため以下の施策を行っております。

まず、コンプライアンスに関する規範「倫理綱領」を制定し、全職員に配付しております。これは、当金庫が法令等遵守の基本方針として定めた5つの項目（1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任、2. きめ細かい金融サービスの提供と地域社会発展への貢献、3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営、4. 反社会的勢力の排除、5. 経営の自己責任原則と積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実）からなる「新庄信用金庫倫理綱領」と、「法令等遵守規定」、「役職員基本的心構」、「不祥事件の取り扱いに関する規程」、「チェックリスト」、日常業務において遵守すべき主な法令等の手引きとしての、別冊「コンプライアンスマニュアル」から構成されており、単なる倫理規定に留まらず、役職員の具体的な行動規範を示したものです。そして、このようなコンプライアンスの意識を周知徹底させるため、毎年度、コンプライアンスプログラムを実施しております。また、営業店等にコンプライアンス責任者・担当者を置き、自主勉強会等を通じた各役職員に対するコンプライアンスの徹底や、日々の業務における法令、社会的規範等の遵守状況のチェックを行っております。

【コンプライアンス組織体制図】



●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

●金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、店頭掲示で公表しています。苦情等は、当金庫営業日（9時～15時）に営業店または総務部（電話：0233-22-4222）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ・ 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●「振り込め詐欺」等の金融犯罪について

確実に値上がりするなどといって投資を勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費、税金、年金等の還付があるなどといった巧妙にＡＴＭを操作させてお金を振り込ませる詐欺が多発しています。また、お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員、社会保険事務所職員などになりすましお金を振り込ませる詐欺なども続発しています。

お客様におかれましては、このような被害に遭われないように十分ご注意ください。

●業務継続計画（ＢＣＰ）について

業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）とは、事件・事故や災害などが原因で、重要な業務が中断しないように、または中断してしまった場合に、復旧目標時間以内に重要な業務を再開できるように協力し、準備するための計画を言います。

当金庫では、業務継続が困難となる危機の発生時において、お客様・役職員の安全確保及び二次災害の防止に努め、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的とし、業務継続計画（ＢＣＰ）規定を作成の上、次の事項を基本方針としております。

- （１）お客様や地域住民、当金庫役職員等、人命の安全確保を第一に優先する。
- （２）地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供する。
- （３）当金庫の決済不能を防止し、社会全体への決済面での混乱拡大を抑制する。
- （４）金融機関としての経営面でのリスクを軽減する。

● マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、業務部を統括部署、業務部担当理事を責任者（担当役員）として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

【マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー】

新庄信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣はマネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結の措置

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

附則 本ポリシーは、令和6年1月1日より実施する。

以上

【統合的リスク管理について】

基本的考え方

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑、多様化しており、経営におけるリスク管理態勢の健全性確保は重要な課題となっております。このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理の基本として、牽制機能を発揮した管理運営を通じたリスクの認識と把握を行うことが、リスクと収益・経営体力のバランスを考慮した適正な業務の遂行を可能にするものと考えております。

リスク管理の区分

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出が回収不能、または利息が取立て不能になり、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するために貸出審査・管理部門を強化した厳格な審査態勢の構築や、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部から営業店への指導等により貸出審査能力の向上を図っております。また、有価証券等による資金運用においては、発行体の信用リスク等による元本リスクの存在を認識し、保有期間、信頼水準、業種別相関、デフォルト率等のデータにより、リスク量を算出し管理しております。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値（現在価値）が変動し、損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益（期間収益）が変動し損失を被るリスクのことです。資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、さらに「為替リスク」からなる市場リスクに対応するため、当金庫では信金中金、証券会社等との情報交換を密にし、機動的に対応できる態勢をとっております。また、フロント・オフィス（運用）、ミドル・オフィス（管理）、バック・オフィス（事務）の職責分離により、市場リスクの管理態勢の確立に向け、リスク管理委員会、ALM委員会における情報共有を図りながら取り組んでおります。

なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクから構成されます。

○金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク。

○為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

○価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中金に預け入れるとともに、信金中金が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ態勢が整っております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めて参ります。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、以下のリスクとしてとらえております。当金庫では、総合的な管理態勢の整備・確立を行い、業務の健全性・適切性を確保することを目的として、オペレーショナル・リスクの顕在化の未然防止および極小化に努めて参ります。

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことによるリスクのことです。当金庫では、本部業務部が営業店に対し定期的に臨店指導を実施する一方、店内検査の月例実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のための内部規定を整備し、事故の未然防止のために万全の態勢をとっております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動・不備等やコンピュータシステム等が不正に使用されることにより生じるリスクで、当金庫ではマニュアル及び要領等を作成し対策を講じております。

○法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反し、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じるリスクをいいます。当金庫では、コンプライアンス委員会にて、新業務、新商品、新サービス等の開始時等においてリーガルチェックを実施するなど、リスクの把握と適正な管理を行っております。

○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じるリスクをいいます。その対策として当金庫では、定期的に職員に対しコンプライアンス・チェック等を行っております。

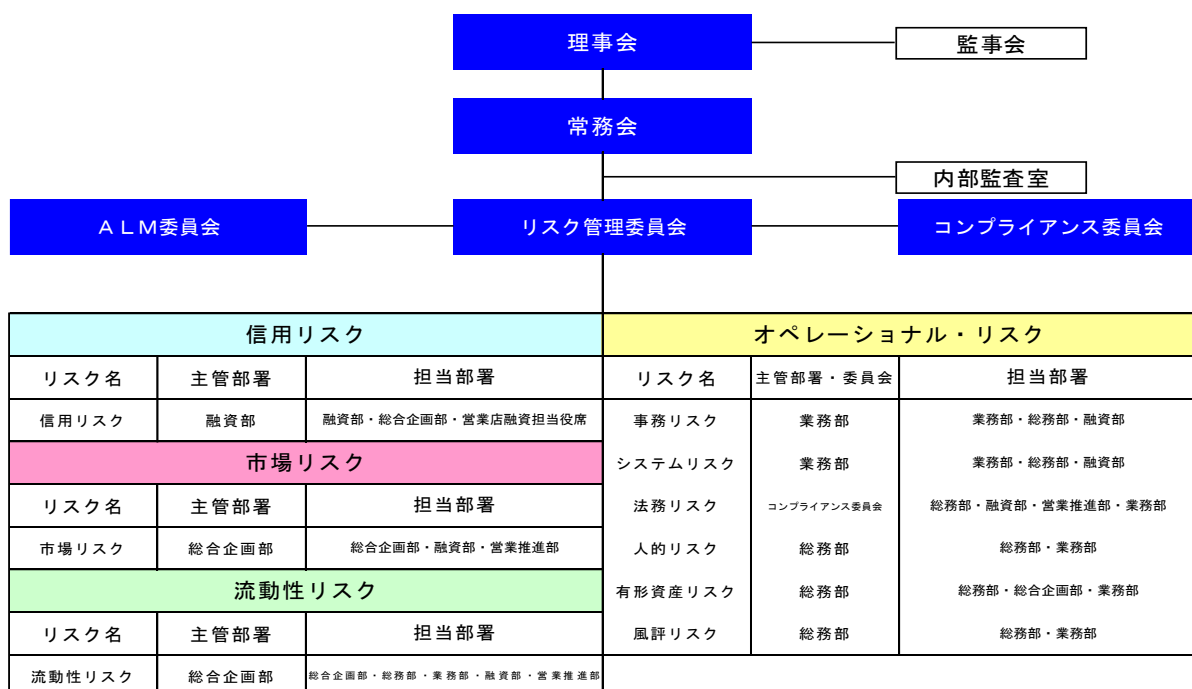
○有形資産リスク

有形資産リスクとは、自然災害等その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等のリスクをいい、有事の際には、その対策としてマニュアル及び要領等を作成し対策を講じております。

○風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等による信用不安等のリスクをいいます。その抑止策として、健全性確保と収益性向上を伴った経営力の強化とともに、適切な情報開示により経営の透明性を確保しております。

【統合的リスク管理体制図】



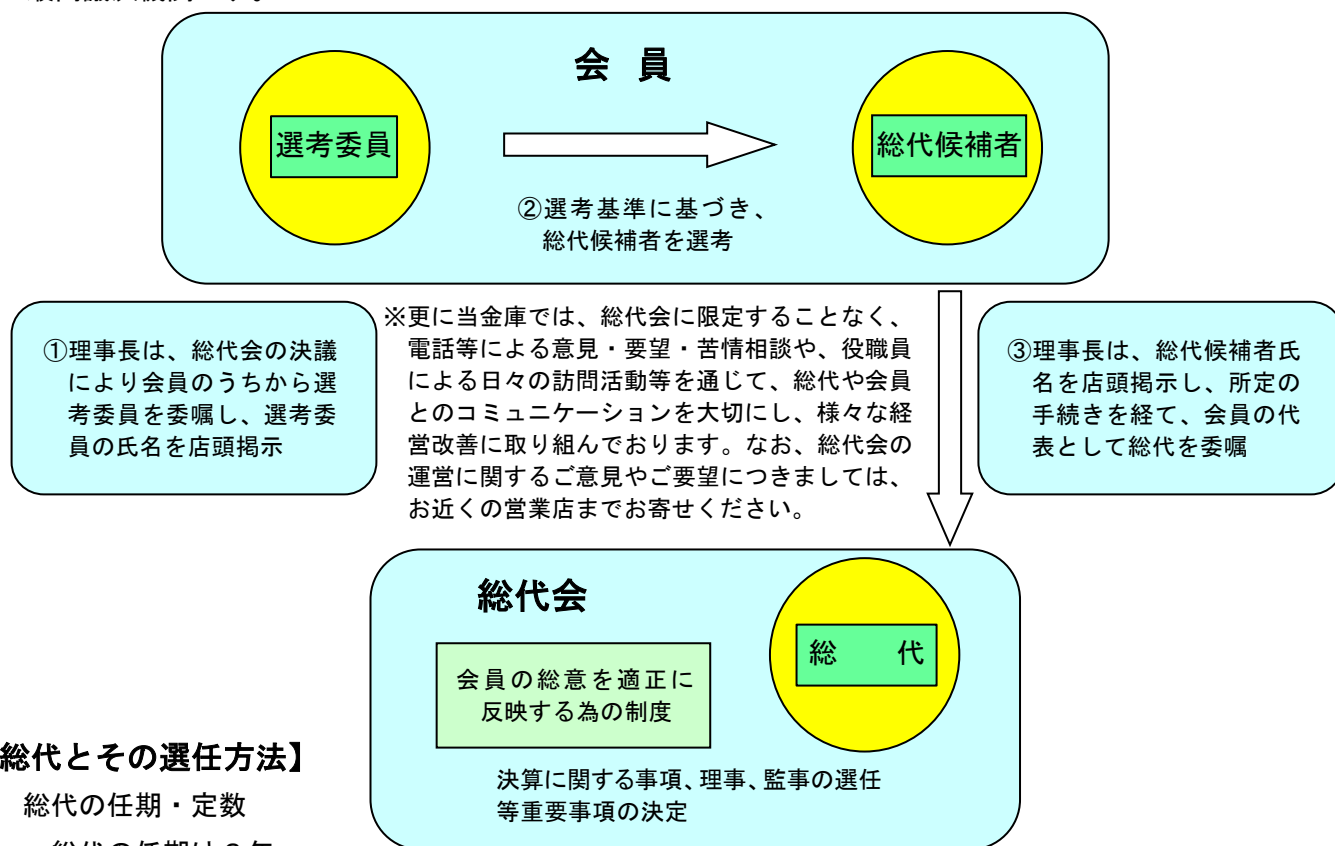
【信用金庫の特性】

協同組織の金融機関である信用金庫は、地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした金融機関であります。

株式会社である銀行は、収益面で株主の利益が優先されるのに対し、信用金庫は、会員や地域の皆様の利益が優先され、会員・お客様自らの自己実現と、経済的支援だけでなく、地域社会の文化的・社会的貢献を通して豊かな地域社会の実現を目的としております。

【総代会の機能について】

総代会は、当金庫の会員の中から定款に定める方法によって選任された総代で組織される、当金庫の最高議決機関です。



【総代とその選任方法】

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年
- ・総代の定数は55人以上70人以内

(令和8年3月末現在会員数7,315名、令和8年6月18日現在総代数69名)

2. 総代の選任方法

- ① 総代会の決議により、会員の中から理事長が総代候補者選考委員を委嘱する
- ② 委嘱された総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ その選考された総代候補者を理事長に報告し、委嘱する

3. 総代候補者の選考基準

- ① 総代としてふさわしい見識を有している者
- ② 良識を持って正しい判断が出来る者
- ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ④ その他総代選考委員が適格と認めた者



CSR 取組み

(コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ)

CSRとはCorporate Social Responsibilityの略で、一般的に「企業の社会的責任」と言われます。

～ご存知ですか？CSR～

企業の事業継続性(サステナビリティ)は財務諸表のみではなく、お客様、職員や地域社会などの存立基盤によって形成されるものであり、こうした多面的な配慮が、企業の将来的な発展において必須の条件であるという考え方です。協同組織である当金庫は、日頃の本業を通じた事業活動そのものが、CSRや、持続可能な開発目標(SDGs)に対する活動に結び付いております。



新庄「小さな親切」の会、新庄徳洲会病院へ車椅子を寄贈

◆ ステークホルダー

(当金庫を取り巻くあらゆる利害関係者の方々)

- ・ お客様からの相談にアドバイスできる様、
努力しております。

当金庫では、法人のお客様の課題発掘・解決に関する取り組みや、個人のお客様の現状・将来の生活設計に役立てるよう、ご相談機能、新商品の開発、サービスの一層の充実に向け、職員一丸となって国家資格であるファイナンシャルプランニング技能士の取得やその他認定資格獲得を目指し、努力して参ります。

<進捗状況>

- ・ 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会のFP技能検定合格に向けた取り組みを継続し、2級FP技能士資格取得者合計が48名、内1級FP技能士資格取得者が5名となっております。

◆ コーポレートガバナンス（企業統治）

- ・ お客様の声に耳を傾けます。

当金庫ではお客様から頂いたご意見等を参考に、様々な活動を行っております。

- ・ 社会保険労務士との連携による「個別年金相談訪問」
- ・ 山形大学の柴田孝客員教授による企業への現場改善相談



当金庫は本取り組みを中期経営計画における経営戦略項目として位置づけ、当金庫職員も帯同することで、取引先の経営課題解決の支援と職員のスキルアップへとつなげております。

◆ SDGs（持続可能な開発目標）についての取り組み状況



「SDGs（エスディー・ジー・ズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際目標です。これは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

協同組織である当金庫では日頃の本業を通じた活動そのものが、CSRや、SDGsに対する活動に結び付いております。



◆ ビジネスマッチング・信用金庫間連携

- ・当金庫は、お客様の課題発掘・解決に関する取り組みを行っており、山形大学の柴田孝客員教授による「経営相談」により、お客様の現場に直結した支援を継続しております。
- ・お客様と築いた信頼関係、職員同士の情報共有、「経営相談」などを有効活用し、地域内外でのビジネスマッチングに取り組んでおります。

<ビジネスマッチング関連>

- ・山形大学との取り組みによる「経営相談」として、お取引先様に対するサポートを実施し現場課題改善に貢献。
- ・当金庫が推進する「国産落花生の新産地プラットフォーム事業」における、わがまち基金1,000万円の助成金を活用した金山町新産地開発協議会への継続支援。
- ・亀有信用金庫主催の「新現役交流会」に参加し、当金庫お取引先と豊富な経験を持つ「新現役」の方々をつなげ、経営課題解決に向け支援。
- ・県信用金庫協会と県内4信用金庫、県発明協会とで、事業者が持つ技術やノウハウといった知的財産を最大限生かすための包括的連携・協力協定を締結。
- ・山形県が主催するセミナー等への支援。
- ・当金庫と、城南信用金庫が事務局を担う「“よい仕事おこし”フェア実行委員会」が新庄市、大石田町とそれぞれ「よい仕事おこしネットワーク」包括連携協定を締結。



令和8年11月12日開催の
「第21回ビジネスマッチ東北2026」に出展予定です
(※募集は終了しました)。

◆ エコロジー・社会貢献

- ・NPO法人バイオマスもがみの会と共に、バイオマス（生物資源）の利用研究に関する普及啓発活動や、企業の森づくり活動、新庄「小さな親切」の会の新庄事務局の運営等、明るく住みよい地域社会づくりに貢献しています。

※その他、清掃活動、節電・夏季クールビズ運動等を行っております。

<バイオマス関連>

山形大学との教育連携活動

- ・当金庫、NPO法人バイオマスもがみの会では、地域の自然環境を守り、次世代へつなぐ取り組みとして「しんきん結の森・ぐるっと花笠の森【新庄】」を展開しております。本年度は、その活動の重要性を地域社会に共有し、次世代育成に寄与するため、山形大学人文社会科学部の授業「自然と人間（山形から考える）」へ講師を派遣し、講義を通じた教育連携を行いました。



山形大学特別講義「自然と人間」の様子

<「小さな親切」の会、社会貢献関連他>

新庄市へ車椅子を寄贈

- ・新庄「小さな親切」の会では、地域福祉の向上を目的とし、本年度の活動の一環として市へ車椅子を寄贈いたしました。本活動は「小さな親切」運動県本部設立50周年を迎える中、同会新庄支部が連携して実施したものです。今後も「小さな親切」の輪を地域全体に広げ、住民の皆さまが健やかに暮らせるまちづくりに向け、地域課題に寄り添った支援活動を継続してまいります。



車椅子寄贈式

◆地域密着型金融の取組状況

SHINJO SHINKIN BANK 2026

「地域密着型金融の取組状況」(令和7年4月～令和8年3月)

新庄信用金庫

項 目	取組み内容	成果(効果)
1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮		
(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析	- 顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決 - 顧客企業の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力体制の構築 - 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進	山形大学と共に顧客の課題発掘・解決に関する取組みを展開、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化につながるような具体的な取組みを行い、同内容にかかる取引先の売上拡大、相談・支援機能の強化が成果として得られた
(2) 最適なソリューションの提案	- 顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けた最適なソリューション提案と、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携 <提案ソリューション> - 創業・新事業支援、新分野進出支援等による育成 - 顧客企業に対するビジネスマッチング等販路拡大、事業再生、経営改善に役立つ支援等	- 令和7年11月13日に宮城県で開催された「第20回ビジネスマッチ東北2025」において、お取引先を含めた10先に対し出展・販路拡大マッチング支援を実施。次回開催も参加予定 - 新分野進出・新事業創出等に対する各方面との連携・情報の共有化や営業店の動きが、新規事業開発継続・新分野進出等に徐々に結びついており、実績は「創業・新事業支援資金」13件、79百万円 - 大学教授等専門家による経営相談を実施 - 経営改善計画策定支援（実績47件）等、各方面との緊密な連携による事業再生支援を実施 - 当金庫と「よい仕事おこし」フェア実行委員会（城南信用金庫）、新庄市、大石田町による包括連携協定を締結し、販路拡大・ビジネスマッチング等の支援を拡充
	顧客企業の状況や地域金融機関の規模・特性等に応じた種々多様であるコンサルティング機能の発揮	- 個人先に対しては、引き続きF P知識を活用してお客様に喜ばれるような提案営業を行っている 「2級F P技術士資格」取得率を高め、顧客に対する個人資産相談業務及び資産設計提案機能の提供ができるよう、引き続き知識・経験の習得推進等を継続する。（2級F P技術士資格合格者は48名、上級資格の1級F P技術士資格合格者が5名） 「F P技術士資格取得率」令和8年3月実績 90.57% - 法人先に対しては、山形大学との連携によるビジネスマッチング事業や、大学教授等の専門家を派遣し、顧客のニーズや地域情報を蓄積しながら、取引先の経営支援・相談等のサポートを行っている - 山形県信用金庫協会、県内4金庫と山形県発明協会にて、「『地域経済の活力創出』に向けた包括的連携・協力に関する協定」を締結し、取引先業者の知的財産を見える化し、事業者に新たな価値の創出を促す
	担保・保証に過度に依存しない、キャッシュフローを重視した融資商品等による資金供給方法の多様化	個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資等の取組み 実績 518件、895百万円 「かんたんローン」 - 実績 1件、1百万円 「みんなの応援団」 - 実績 22件、32百万円 「元気100倍ローン」 - 実績 182件、374百万円 「得々ローン」 - 実績 313件、488百万円
2. 地域の面的再生への積極的な参画		
(1) 成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組み	- バイオ関連新規事業開発やNPO育成、新分野進出・新事業創出等、東京大学大学院や山形大学、県や市町村、中小企業支援センターと連携しながら創業・新事業支援に取り組む - 地域が一体となった独自の魅力を形成する活動のため、当金庫独自の取組みを行う	井上理事長が代表を務めるNPO法人バイオマスがみの会と連携し、フォーラム、ワークショップ、セミナー等の参画、地域振興・地域活性化を目的とした企業の森づくり等を開催、同時に産学官地域一体ネットワークづくりを中心にを行った
(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供	- 地方公共団体や中央機関・業界団体、中小企業関係団体及びNPO等の関係機関と連携 - 地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供	[NPO法人バイオマスがみの会との共同取り組み] - バイオマスがみの会創立20周年記念事業を共同で実施し、東北農林専門職大学見学会や「次世代農業のための地方創生交付金の使い方」、「日本を救うイモエネルギー産業の創出！」セミナーを本店6階ホールにて開催 [市町村との連携] - 最上地域の3村全て（大蔵村、戸沢村、鮎川村）と地域振興・観光振興に関する連携協定を締結に加え、新たに令和7年7月に新庄市と「地方創生に関する包括連携協力協定」を締結 - 地域のイベント・各研修会・勉強会等に、当金庫のホールを提供する等のバックアップを行い、取引先・地元企業全体と産学官金とのネットワークづくりを推進
3. 地域や利用者に対する情報発信		
(1) 地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し情報発信	本誌ディスクロージャー誌の当金庫ホームページ掲載や各営業店における備え付けを通して、CSR（企業の社会的責任）の取組みや地域密着型金融の取組みを情報発信	本誌ディスクロージャー誌の当金庫ホームページ掲載や各営業店における備え付けだけでなく、各新聞メディア、業界紙等において令和7年度中に合計109回の発信実績となった
(2) 収益力や財務の健全性の向上	- 経営の健全性を前提とした収益性を強化・向上に関連する数値目標として「業務純益」を設定 - 令和8年3月目標 225～400百万円	<数値目標に関する達成状況> 「業務純益」 令和8年3月実績 375百万円

新庄信用金庫と地域社会

～ 地域に根ざしたコミュニティバンクをめざして ～

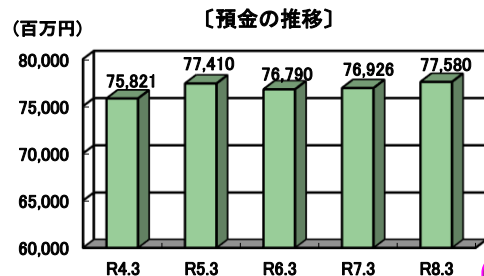
< 当金庫の地域経済活性化への取り組みについて >

当金庫は新庄市、最上郡、北村山郡、尾花沢市、東根市、村山市、天童市、山形市、寒河江市、河北町、庄内町を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活向上のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

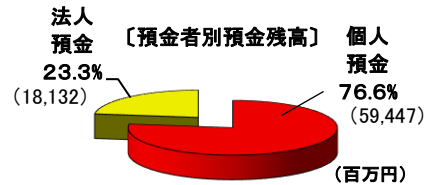
◆預金積金残高 【77,580百万円】

当金庫では、地域のお客様の堅実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。より多くのお客様からご利用いただけるよう、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力して参ります。



「えほん定期」(夢がかなう本)

えほんの主人公に、お子様等のお名前が入った、世界でたった1冊の自分だけのオリジナル絵本をプレゼントします。



新庄信用金庫

地域のお客様／会員の皆様

預金積金／出資金

「地元」で預けて頂いたお金は「地元」へ

貸出金／支援サービス

◆貸出金残高【44,658百万円】

預金積金に対する割合【57.5%】

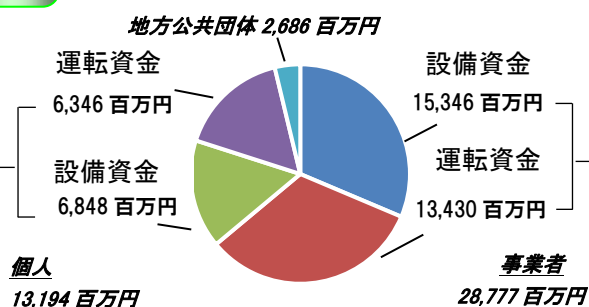
地元のお客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するためにご融資を行い、地域社会に還元しております。その結果、個人のお客様を含めた地域の事業者の皆様に対し、総貸出金の約90.8%をご融資しております。

◆取引先への支援等

当金庫は、業績低下に苦慮しているお客様に親身になって相談し、打開のための改善策や経営改善計画書等へのアドバイスをするなど、金銭面だけでなく生きた支援を心掛けております。

また、お取引先事業経営者への情報提供と、異業種交流・親睦を図る場として「しんきんエグゼクティブクラブ」を運営し、経済・文化講演会やセミナー等を開催し、お取引先様の発展と繁栄のお手伝いをしております。

〔貸出金残高構成〕



◆新規創業支援

地域の活性化を図るため、創業支援資金として「コミュニティローン」や街づくりを支援する「NPOローン」がございます。



しんきんのイベント

信用金庫の日（毎年6月15日）

6月15日の「信用金庫の日」に合わせ、当金庫本店ではご来店いただいたお客様へ感謝を込めて、花の苗のプレゼントや、アイス・お餅の振る舞いサービスを実施いたしました。なかでも「餅つき」では、職員や地域住民の皆さまだけでなく、地元の保育園児たちも参加し、元気な掛け声とともに一緒に餅つきを楽しみました。

また、当金庫では毎月15日を「お客様感謝デー」としており、全職員にて営業店周辺の清掃活動を実施しております。当金庫はこれからも、地域社会に貢献し、皆さまに愛される金庫を目指してまいります。



しんきんエグゼクティブクラブ

しんきんエグゼクティブクラブの講演会にて、政治ジャーナリストの細川隆三氏が「高市政権発足！来年の政局を一刀両断」と題して講演を行い、当金庫のお取引先様約80名が聴講いたしました。



正月イベント（本店）

当金庫では、正月の恒例行事としてつきたてのお餅や茶道部による抹茶が振る舞われたほか、小正月には五穀豊穡を祈願する「なし団子」が飾られ、新春の風情を添えました。



文化講演会

毎年恒例の文化講演会を開催し、読売新聞の橋本五郎氏が登壇。「どうなる日本の政治」と題し、最新の政局を鋭い視点で分かりやすく解説しました。



セミナー

しんきんエグゼクティブクラブ主催の「ビジネスマナー研修会」を開催。会員の社員や当金庫の新入職員が、電話応対など日常業務の基本を学びました。



しんきんの社会貢献活動

地域の子どもたちと共に



地域の中学生の探究学習に当金庫職員が講師として登壇し、SDGsの大切さを解説しました。



地域の高校が取り組む地域理解プログラムに当金庫職員が講師として参加し、生徒の学びを支えました。



山形県信用金庫協会杯U-11が開催され、県内の少年サッカーチームが熱戦を繰り広げました。

青少年の健全育成

第13回東北・桜街道
絵画コンクール
入選作品展示会



東日本大震災復興支援プロジェクト・第13回「東北・夢の桜街道」絵画コンクールを開催し、小学生の入選作品52点を本店にて展示。日本人が愛してやまない美しい桜を描いた作品の数々が、店内に華やかな彩りを添えました。

ボランティア



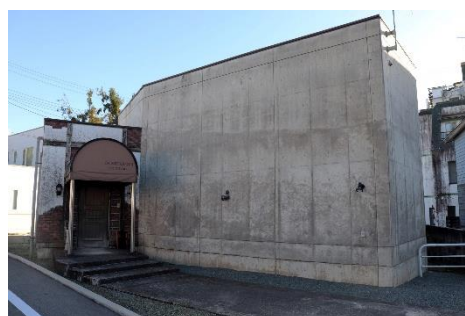
当金庫のレキシントン新庄を会場として提供し、職員による献血活動を継続中。今後も身近な社会貢献活動を通じて地域に寄り添い、命を救うボランティアの輪を広げていきます。

ユネスコ無形文化遺産「新庄まつり」



毎年8月24日から26日まで開催される「新庄まつり」は、華麗な歴史絵巻が繰り広げられる日本一の山車パレードです。当金庫では、市内各店舗での給水奉仕をはじめ、職員自らが山車の製作や引き手、お囃子としてお祭りに参加し、地域一丸となって伝統の夏を盛り上げています。

メセナ



本店敷地内の「レキシントン新庄」は、地域の芸術・文化振興を応援する音楽ホールです。年間を通じて多彩な主催・協賛イベントを開催しています。今後の開催予定やチケット情報など、詳しくは最寄りの営業店窓口、または手軽に情報をチェックできる当金庫のLINE公式アカウントをご覧ください。

「新庄まつり」の絵本1,400冊を新庄市へ寄贈

当金庫は、地域の子どもたちに郷土の歴史や文化への理解を深めてもらうことを願い、令和8年4月、新庄市へ絵本「新庄まつり」1,400冊を寄贈いたしました。また、最上地域の7町村にも併せて1,300冊寄贈し、最上地域すべての小学校と義務教育学校の児童に贈ることができました。

この絵本は市民有志がユネスコ無形文化遺産である「新庄まつり」の魅力を分かりやすく伝えるために制作したもので、当金庫が寄贈に当たり増刷したものです。来年度以降は毎年、新1年生に贈る予定でおります。

当金庫はこれからも、未来を担う子どもたちの健全な育成と、大切な地域文化の継承を全力で応援してまいります。



本店で「神室山系の生態写真展」を開催



本店にて、令和8年5月より、新庄市在住のカメラマン・今井正氏による写真展を開催いたしました。

会場では、絶滅が危惧されているイヌワシやクマタカなど、神室山系に生息する貴重な野生動物の生態を捉えた作品12点が展示され、多くの皆さまにご覧いただきました。

ブナの木に止まり巣で育つひなを見守る親鳥の姿など、地域の豊かな自然と命の尊さを伝える素晴らしい作品を通じ、環境保護への関心を深めていただく貴重な機会となりました。

当金庫は、今後も地域の文化発信や環境保全への寄与を目指し、こうした地域密着型の活動を積極的に続けてまいります。

企業版ふるさと納税で、最上町・金山町へ寄付

高橋重美
最上町町長
(左)



佐藤英司
金山町町長
(左)



当金庫は、地域社会への貢献および地方創生への取り組みの一環として、企業版ふるさと納税を活用し、最上町と金山町へそれぞれ50万円の寄付を行いました。

最上町への寄付は再生可能エネルギー産業に、金山町への寄付金は落花生を中心とした園芸農業育成事業にそれぞれ充てられます。各町役場で行われた感謝状贈呈式では、両町長より深い感謝の言葉をいただきました。

井上理事は「各町の経済活性化や事業推進に役立ててほしい」と述べています。当金庫は今後も、豊かな地域づくりを目指し、地元の自治体と連携した地域貢献活動を積極的に展開してまいります。

第29回 信用金庫社会貢献賞 「Face to Face賞」を受賞



受賞概要

当金庫は、全国信用金庫協会が主催する「第29回信用金庫社会貢献賞」にて「Face to Face賞」を受賞いたしました。

本賞は、全国154信用金庫・5関係団体からの606件の応募により選出されたものです。当金庫は、2025年に開府400年を迎えた新庄市の歴史・文化資源を活かし、人口減少や少子高齢化という課題に対して自治体・地元高校生・市民の皆さまと「協働」で持続可能な町づくりを展開、この一連の取り組みが全国の模範として高く評価されました。



【活動の柱1】観光振興



旧町名標立柱
(標柱)

○ 標柱のリニューアルと「絵図・ガイドブック」製作

創立70周年事業で設置した「旧町名標立柱(標柱)」をリニューアルし、スマホで歴史解説が見られる「謎解きラリーアプリ」のQRコードを表示しました。併せて、江戸時代と現代を対比しながら歴史散策を楽しめる「新庄城下まちあるき絵図」や「ガイドブック」を製作。デジタルと紙の媒体を融合させることで、観光客の回遊性向上と地域の魅力発信を図りました。

○ オリジナルクラフトビールの企画・製造

開府400年を記念したクラフトビール「MASAMORI ALE (マサモリエール)」を市や「“よい仕事おこし”フェア実行委員会(事務局：城南信用金庫)」と協働で開発しました。

【活動の柱2】歴史教育・認識



○ 戸沢政盛公の漫画・絵本の製作・寄贈

子どもたちに郷土の歴史を深く知ってもらうため、新庄藩初代藩主・戸沢政盛公の半生を描いた漫画と絵本を制作。地域の全小中学校や図書館へ寄贈し、郷土愛の醸成に貢献しました。また、地元の高校生チーム「WATS (ワッツ)」と協働した商品の販売伴走支援など、次世代の育成にも注力しています。

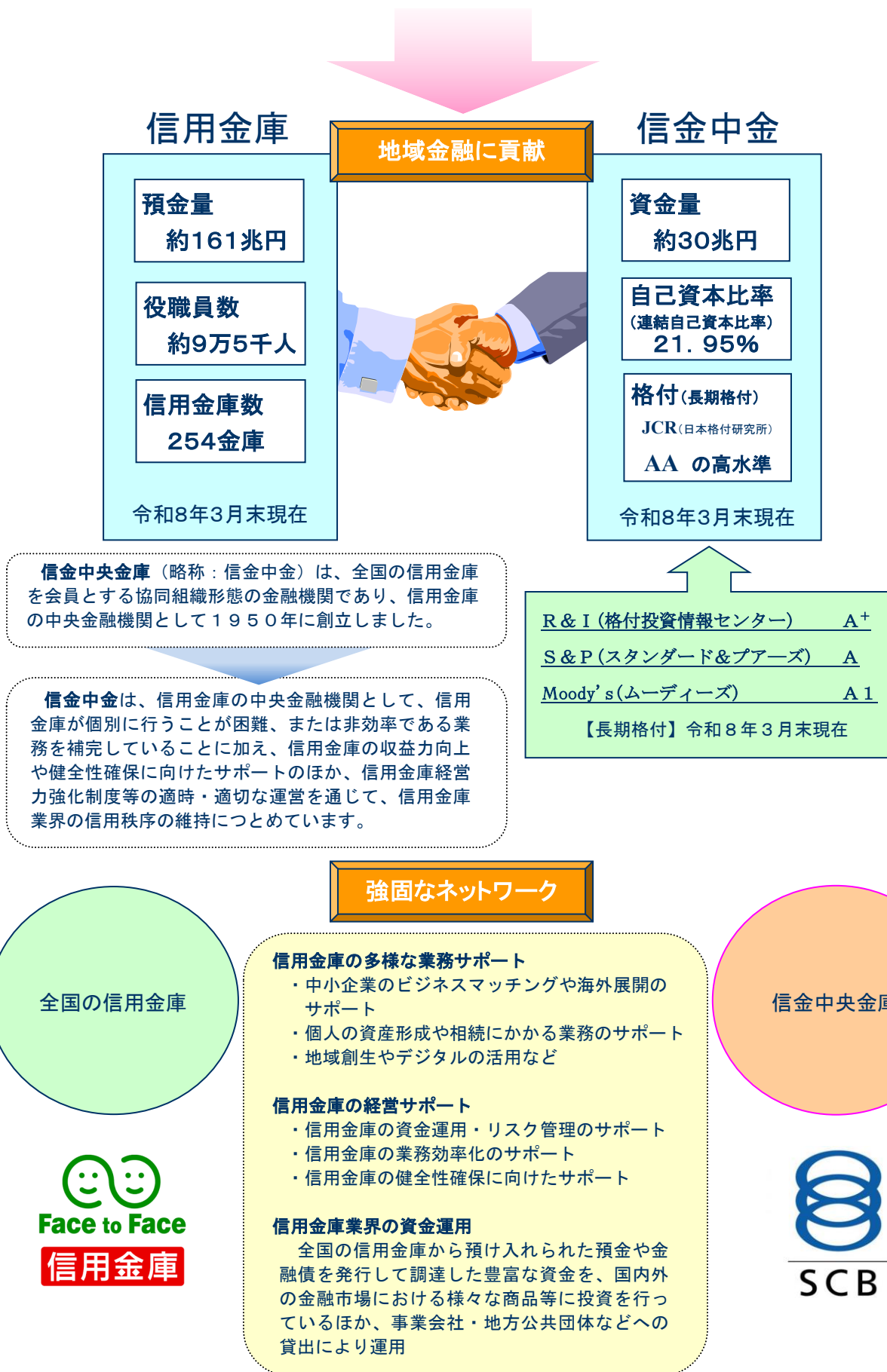
【活動の柱3】文化・歴史的価値保存



○ 地域とともに楽しむ、守る、伝える文化

ユネスコ無形文化遺産である「新庄まつり」へ毎年主体的に参画しているほか、直木賞作家・今村翔吾氏の新庄藩を題材とした作品群を店頭で紹介し魅力を発信。また、開府400年記念事業への寄付に対し、市から感謝状が贈呈されました。

信用金庫業界と信金中金の連携



CONTENTS

	頁
◆単体財務諸表	30 ~ 33
◆自己資本比率規制(バーゼルⅢ)第3の柱に係る開示	34 ~ 48
◆諸比率	49
◆損益の状況	49 ~ 50
◆営業の状況	51 ~ 54
◆貸倒引当金の状況	55
◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	56 ~ 57
◆時価情報・退職給付会計	58 ~ 61
◆報酬体系について	61

【単体財務諸表】

●貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(資産の部)		
現金	849,508	955,488
預け金	19,821,608	19,801,883
金銭の信託	1,576,159	2,550,808
有価証券	16,922,170	16,279,129
国債	1,650,380	1,779,190
社債	4,659,890	3,843,260
株式	576,993	365,959
その他の証券	10,034,907	10,290,719
貸出金	43,226,575	44,658,842
割引手形	62,119	45,472
手形貸付	2,917,191	2,494,253
証書貸付	38,004,064	39,737,010
当座貸越	2,243,200	2,382,105
その他資産	595,561	611,108
未決済為替貸	12,434	7,640
信金中金出資金	415,500	415,500
前払費用	388	388
未収収益	81,509	107,768
未収還付法人税等	68,808	71,338
その他の資産	16,920	8,473
有形固定資産	1,168,471	1,151,892
建物	513,381	502,453
土地	509,577	509,577
リース資産	-	-
その他の有形固定資産	145,512	139,861
無形固定資産	4,321	3,684
ソフトウェア	1,982	1,345
その他の無形固定資産	2,338	2,338
前払年金費用	259,263	297,343
繰延税金資産	168,454	127,547
債務保証見返	73,896	83,225
貸倒引当金	△ 1,628,159	△ 1,595,979
一般貸倒引当金	△ 45,869	△ 54,314
個別貸倒引当金	△ 1,582,290	△ 1,541,665
資 産 の 部 合 計	83,037,831	84,924,974

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	76,926,669	77,580,038
当座預金	607,185	466,166
普通預金	36,395,147	37,392,664
貯蓄預金	40,065	38,537
通知預金	130,000	130,000
定期預金	36,155,041	36,296,946
定期積金	1,704,021	1,516,775
その他の預金	1,895,206	1,738,946
借入金	17,000	13,600
借入金	17,000	13,600
その他負債	228,666	289,171
未決済為替借	20,643	20,181
未払費用	32,516	66,478
給付補填備金	419	1,189
未払法人税等	106,720	121,673
前受収益	27,286	25,614
払戻未済金	445	362
払戻未済持分	574	675
職員預り金	24,700	29,575
リース債務	520	520
その他の負債	14,838	22,900
賞与引当金	26,765	24,675
役員退職慰労引当金	171,550	188,040
睡眠預金払戻損失引当金	398	230
責任共有制度引当金	24,122	16,185
債務保証	73,896	83,225
負 債 の 部 合 計	77,469,069	78,195,166
(純資産の部)		
出資金	238,472	238,680
普通出資金	238,472	238,680
利益剰余金	6,574,263	6,925,299
利益準備金	238,852	238,852
その他利益剰余金	6,335,411	6,686,447
特別積立金	5,480,000	5,680,000
(うち経営基盤強化積立金)	(3,950,000)	(4,150,000)
当期末処分剰余金	855,411	1,006,447
処分未済持分	-	-
会員勘定合計	6,812,735	7,163,979
その他有価証券評価差額金	△ 1,243,973	△ 434,171
評価・換算差額等合計	△ 1,243,973	△ 434,171
純資産の部合計	5,568,762	6,729,808
負債及び純資産の部合計	83,037,831	84,924,974

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券は決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 12年～41年 その他 3年～47年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- その他の債権に係る貸倒引当金は、時価が帳簿価額を下回ったゴルフ会員権について預託保証金と時価の差額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当事業年度は前払年金費用に297百万円を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月31日現在） 0.0807%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却です。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1, 595百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 488百万円

18. 有形固定資産の圧縮記録額 111百万円

19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 756百万円

危険債権額 1, 733百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 13百万円

合計額 2, 503百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者により有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は45百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 0百万円 有価証券 567百万円

担保資産に対応する債務

別段預金 1, 266百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金1,600百万円を差入れております。

22. 出資1口当たりの純資産額 1, 409円79銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑、多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、リスク管理の基本として、牽制機能を発揮した管理運営を通じたリスクの認識と把握を行う事が、リスクと収益・経営体力のバランスを考慮した適正な業務の遂行を可能にするものと考えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出が回収不能、または利息が取立不能になり、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するために貸出審査・管理部門を強化した厳格な審査態勢の構築や、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部から営業店への指導により、貸出審査能力の向上等を図っております。また、有価証券等による資金運用においては、発行体の信用リスク等による元本リスクの存在を確認し、保有期間、信託水準、業種別相関、デフォルト率等のデータにより、リスク量を算出し管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値（現在価値）が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益（期間収益）が変動し損失を被るリスクのことです。資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、さらに「為替リスク」の市場リスクに対応するため、当金庫では信金中央金庫、証券会社等との情報交換を密にし、機動的に対応できる体制をとっております。また、フロント・オフィス（運用）、ミドル・オフィス（管理）、バック・オフィス（事務）の職責分離により、市場リスクの管理態勢の確立に向け、リスク管理委員会、ALM委員会における情報共有を図りながら取り組んでおります。

なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクから構成されます。

○金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク。

○為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超過ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

○価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。

○市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクの市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.9%、観測期間250日）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2, 173百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫に預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めて参ります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	19, 801	20, 124	322
(2) 有価証券	15, 983	15, 983	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他の有価証券(*2)	15, 983	15, 983	—
(3) 貸出金(*1)	44, 658		
貸倒引当金(*3)	△1, 595		
	43, 062	45, 861	2, 798
金融資産計	78, 847	81, 968	3, 120
(1) 預金積金(*1)	77, 580	77, 686	106
金融負債計	77, 580	77, 686	106

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24—3項及び第24—9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は、公表されている基準価格によって算出しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(※1)(※2)	4
信金中央金庫出資金(※1)	415
組合出資金(※3)	291
合 計	711

(※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について減損処理はございません。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは「国債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。以下27.まで同様であります。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	361	150	211
	債券	201	200	1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	201	200	1
	その他	4,109	3,748	361
	小 計	4,673	4,098	574
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	5,420	6,103	△682
	国債	1,779	2,304	△525
	地方債	—	—	—
	社債	3,641	3,798	△156
	その他	5,888	6,766	△877
	小 計	11,309	12,869	△1,559
合 計		15,983	16,968	△984

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	12,561	5,553	1,700	—
有価証券	—	3,616	2,255	3,604
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	3,616	2,255	3,604
貸出金(※2)	9,961	14,342	8,267	8,288
合 計	22,523	23,512	12,222	11,892

(※1) 預け金のうち、要求払性預金は1年以内に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

金銭債務の決算日後の返済予定額

(百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	73,955	3,123	15	498
合 計	73,955	3,123	15	498

(※) 預金積金のうち、要求払性預金は「1年以内」に含めております。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	404	148	39
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	164	2	3
合 計	568	150	43

27. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(百万円)

	貸借対照計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,550	2,000	550	550	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,158百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,469百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	432百万円
その他有価証券評価差額金	120百万円
役員退職慰労引当金	52百万円
固定資産減損損失	17百万円
減価償却超過額	9百万円
未払事業税	7百万円
賞与引当金	6百万円
責任共有制度引当金	4百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	660百万円
評価性引当額	△449百万円
繰延税金資産合計	210百万円
繰延税金負債	83百万円
前払年金費用	83百万円
繰延税金資産の純額	127百万円

●損益計算書

科 目	金 額	
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日迄	令和7年4月1日から 令和8年3月31日迄
	令和7年3月31日迄	令和8年3月31日迄
経常収益	1,946,393	2,097,274
資金運用収益	1,508,960	1,649,647
貸出金利息	1,013,274	1,091,823
預け金利息	50,003	109,033
有価証券利息配当金	438,152	439,625
その他の受入利息	7,528	9,165
役務取引等収益	91,420	92,639
受入為替手数料	35,396	36,200
その他の役務収益	56,023	56,439
その他業務収益	43,377	15,533
国債等債券売却益	30,055	2,459
国債等債券償還益	508	-
その他の業務収益	12,813	13,073
その他経常収益	302,634	339,454
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	-	855
株式等売却益	257,149	148,154
金銭の信託運用益	45,216	182,304
その他の経常収益	268	8,139
経常費用	1,496,111	1,571,280
資金調達費用	48,479	149,720
預金利息	47,886	148,307
給付補填備金繰入額	304	997
借用金利息	20	139
その他の支払利息	268	275
役務取引等費用	209,097	219,319
支払為替手数料	11,440	11,437
その他の役務費用	197,657	207,881
その他業務費用	36,619	63,971
外国為替売却損	-	-
国債等債券売却損	2,922	3,949
国債等債券償還損	33,665	59,950
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	32	70
経費	997,106	960,883
人件費	634,281	582,563
物件費	328,139	338,381
税金	34,685	39,937
その他経常費用	204,807	177,386
貸倒引当金繰入額	166,492	107,774
株式等売却損	25,711	39,984
株式等償却	-	-
その他資産償却	-	623
その他の経常費用	12,603	29,004
経常利益	450,282	525,994
特別利益	110	454
固定資産処分益	110	454
特別損失	440	2,041
固定資産処分損	440	2,041
税引前当期純利益	449,952	524,407
法人税、住民税及び事業税	110,759	122,942
法人税等調整額	28,204	40,907
法人税等合計	138,963	163,850
当期純利益	310,988	360,557
繰越金(当期首残高)	544,422	645,889
当期末処分剰余金	855,411	1,006,447

(注)
1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口当たり当期純利益金額 75円51銭
3. その他の経常費用には、責任共有制度負担金等18,319千円を含んでおります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

科 目	金 額	
	通常総代会承認日	
	令和7年6月17日	令和8年6月18日
当期末処分剰余金	855,411,222	1,006,447,036
剰余金処分額	209,521,462	209,543,598
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金(年4%)	9,521,462	9,543,598
特別積立金	200,000,000	200,000,000
(うち経営基盤強化積立金)	(200,000,000)	(200,000,000)
繰越金(当期末残高)	645,889,760	796,903,438

●会計監査人の監査

令和8年6月18日開催の第107期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月18日
新 庄 信 用 金 庫
理事長 井上 洋一郎

令和8年6月18日

会員各位
新庄信用金庫
理事長 井上 洋一郎

第107期通常総代会報告並びに決議事項のお知らせ

6月18日開催の第107期通常総代会において、下記の通り報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

記

(1) 報告事項
第107期(自令和7年4月1日至令和8年3月31日)
業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
上記計算書類の内容を報告いたしました。

(2) 決議事項
第1号議案 第107期剰余金処分案承認の件
上記は原案どおり承認可決されました。
第2号議案 定款に基づく会員除名の件
上記は原案どおり承認可決されました。
第3号議案 任期満了に伴う理事8名選任の件
上記は原案どおり承認可決されました。
第4号議案 任期満了に伴う監事3名選任の件
上記は原案どおり承認可決されました。
第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
上記は原案どおり承認可決されました。
第6号議案 総代候補者選考委員選任の件
上記は原案どおり承認可決されました。

以 上

【自己資本比率規制（バーゼルⅢ）第3の柱に係る開示】（自己資本の充実の状況）

●自己資本比率について

●自己資本比率規制（バーゼルⅢ）につきまして

従来、自己資本比率は、自己資本の総額を分子とし、貸出金等の資産総額を分母として計算されてきましたが、近年の金融技術の進展等により、金融機関の抱えているリスクも一段と多様化・複雑化していることから、平成19年3月期より、新BIS規制（バーゼルⅡ）が導入され、自己資本比率を算出する際分母において信用リスク・アセットに加え、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額を計上しました。そして、世界的な金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、主要国の銀行監督当局で構成されるバーゼル銀行監督委員会が規制の見直しに向けた検討を行った結果、平成26年3月期から自己資本比率規制（バーゼルⅢ）が実施されました。そして、令和7年3月期より、当金庫でもリスク計算の見直し等を盛り込んだバーゼルⅢの最終化を適用しております。（新たな自己資本比率算出の数式は下記をご覧ください。）なお、オペレーショナル・リスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等によって被るリスクのことです。その相当額の計算に当たっては、「標準的計測手法」を当金庫で採用し、信用リスク・アセットの計算に当たっては、「標準的手法」を採用しております。そして、バーゼルⅢ最終化では新たに「マーケット・リスク」の計測が追加されております。（不算入特例により、当金庫では計測しておりません。）

自己資本比率規制（バーゼルⅢ）自己資本比率算出の数式（4%以上で経営体質が健全であると判断されます）

●バーゼルⅢ国内基準

コア資本に係る基礎項目＋コア資本に係る調整（控除）項目

信用リスク・アセット（※）＋オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額＋マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 × 100（%）

信用リスク・アセット（※）＋オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額＋マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額

（※）オン・バランス項目、オフ・バランス取引等項目

派生商品取引（長期決済取引及び未決済取引含む）の信用リスク・アセット

CVA（デリバティブ取引に係る信用評価調整）リスク相当額を8%で除した額

CCP（中央清算機関）関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの額

<自己資本調達手段の概要>

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

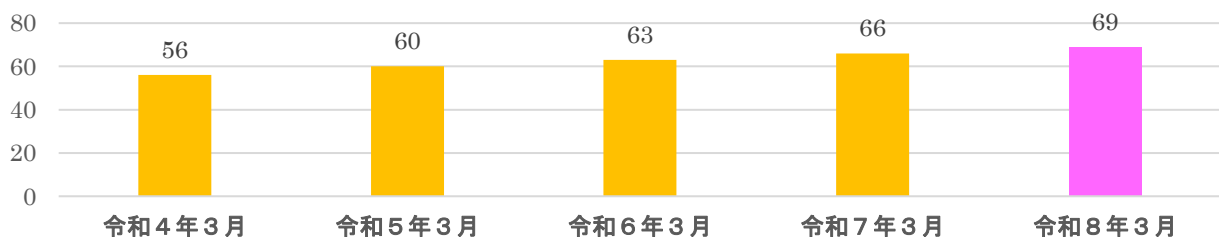
【発行主体】：新庄信用金庫

【資本調達手段の種類】：普通出資

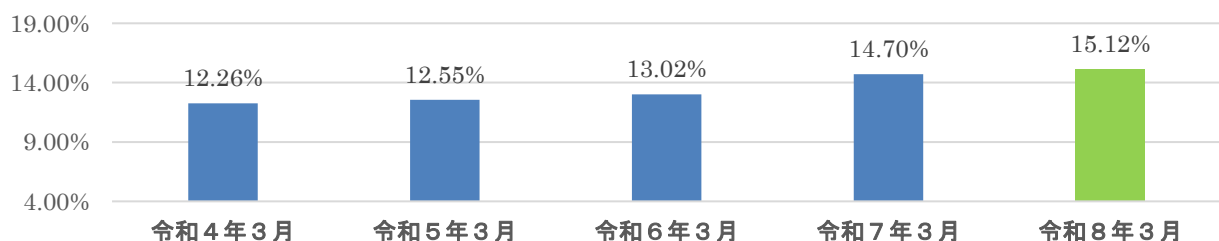
【コア資本に係る基礎項目の額に算入された額】：238（百万円）

●自己資本の構成に関する事項（単体、国内基準）

自己資本額の推移（単位：億円）



自己資本比率（単体、国内基準）の推移



(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,803,214	7,154,435
うち、出資金及び資本剰余金の額	238,472	238,680
うち、利益剰余金の額	6,574,263	6,925,299
うち、外部流出予定額 (△)	9,521	9,543
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	45,869	54,314
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	45,869	54,314
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,849,083	7,208,750
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,321	3,684
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	4,321	3,684
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	189,038	213,940
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	193,359	217,625
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,655,723	6,991,125
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,511,538	43,352,216
資産 (オン・バランス) 項目	41,991,534	42,850,415
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	510,060	490,587
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	9,943	11,213
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,735,184	2,861,370
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	45,246,722	46,213,587
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.70%	15.12

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

● 自己資本の充実度に関する事項

＜自己資本の充実度に関する評価方法の概要＞

当金庫は金融機関経営の健全性確保のためには、自己資本の充実が重点課題であるとの認識から、内部留保の蓄積を図って参りました。その結果、令和8年3月末の単体自己資本比率は15.12%となり、国内業務を展開する金融機関の基準値である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。将来の自己資本充実策としては、単年度ごとの実行計画書や新中期計画【しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画】に基づいた健全経営のもと、引き続き内部留保の蓄積につとめ、自己資本の一層の充実に取り組んでいきたいと考えております。

※規制上の自己資本比率算出時にカバーされない信用・市場リスク量の VaR に関しましては P 4 8 をご参照下さい。

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	42,511	1,700	43,352	1,734
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	38,520	1,540	39,235	1,569
(1) ソブリン向け	0	0	0	0
(2) 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,614	224	5,558	222
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	-	-
(3) カバード・ボンド向け	-	-	-	-
(4) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	11,377	455	10,063	402
特定貸付債権向け	-	-	-	-
(5) 中堅中小企業等向け及び個人向け	6,273	250	6,810	272
トランザクター向け	247	9	281	11
(6) 不動産関連向け	6,691	267	7,300	292
自己居住用不動産等向け	690	27	668	26
賃貸用不動産向け	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	6,001	240	6,632	265
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-
(7) 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
(8) 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,095	43	1,447	57
(9) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-
(10) 取立未決済手形	12	0	1	0
(11) 信用保証協会等による保証付	636	25	596	23
(12) 株式等	2,368	94	3,084	123
(13) 上記以外	4,449	177	4,371	174
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	415	16	415	16
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	596	23	527	21
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	3,437	137	3,428	137
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,981	159	4,105	164
ルック・スルー方式	3,981	159	4,105	164
マナード方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	9	0	11	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,735	109	2,861	114
① BI	1,823		1,907	
② BIC	218		228	
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体所要自己資本額(イ+ロ)	45,246	1,809	46,213	1,848

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

<信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要>

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な指針や手続等を示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など様々な角度から分析に注力しております。

また、信用リスクの計量化、データベースの構築等については業界内の「中小企業信用リスクデータベース」（SDB）やその予想デフォルト率の取込み可能な格付オプションシステム、（一社）しんきん共同センターの「融資統合システム」の導入等、インフラ整備も含めた準備を進めております。貸倒引当金については、「自己査定基準」及び、「償却・引当基準」「償却・引当基準細則」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算出し、その結果について監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。以上、一連の信用リスク管理においては、「信用リスク管理要領」に基づき、週時開催の「大口債務者の動向報告会」等で検討を行うと共に、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

（１）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 （地域別・業種別・残存期間別）

①信用リスクに関するエクスポージャーの額

（単位：百万円）

地域区分	国内	国外	合計
令和6年度期末残高	79,818	1,503	81,321
令和7年度期末残高	79,146	1,503	80,650

②主な種類別の業種別及び残存期間別

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及び、 その他のデリバティブ 以外の オフ・バランス取引				債券					
						国内		国外			
令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
製造業	4,846	3,994	2,340	1,990	2,003	1,501	502	502	26	24	
農業、林業、漁業	542	466	542	466	—	—	—	—	—	—	
建設業	5,356	5,343	5,356	5,343	—	—	—	—	36	36	
電気、ガス、熱供給、水道業	450	435	149	134	300	300	—	—	—	—	
情報通信業	59	91	59	91	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	1,808	1,594	508	493	1,300	1,100	—	—	17	—	
卸売業、小売業	3,670	3,485	2,969	2,783	701	701	—	—	112	111	
金融業、保険業	2,813	2,736	1,411	1,434	400	300	1,001	1,001	—	—	
不動産業	10,115	11,285	10,015	11,185	100	100	—	—	566	375	
物品賃貸業	106	—	106	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	46	46	46	46	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	462	586	462	586	—	—	—	—	0	—	
飲食業	810	784	810	784	—	—	—	—	6	1	
生活関連サービス業、娯楽業	708	672	708	672	—	—	—	—	21	3	
教育、学習支援業	91	223	91	223	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	1,360	1,418	1,360	1,418	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	3,574	3,499	3,574	3,499	—	—	—	—	154	139	
国・地方公共団体等	3,773	4,995	1,766	2,687	2,007	2,307	—	—	—	—	
個人	11,054	10,935	11,054	10,935	—	—	—	—	71	56	
その他	29,668	28,055	52	56	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	81,321	80,650	43,388	44,835	6,813	6,312	1,503	1,503	1,012	748	
1年以下	11,354	10,555	10,753	10,055	600	500	—	—			
1年超3年以下	8,002	8,609	7,402	8,309	600	200	—	100			
3年超5年以下	7,962	7,940	6,061	6,038	1,401	1,501	500	400			
5年超7年以下	4,373	4,448	3,872	4,147	300	100	200	201			
7年超	15,650	17,241	10,937	12,428	3,910	4,010	801	801			
期間の定めないもの	33,977	31,854	4,361	3,855	—	—	—	—			
残存期間別合計	81,321	80,650	43,388	44,835	6,813	6,312	1,503	1,503			

（注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

（２）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

上記計数に関しましては、【貸倒引当金の状況】（P55）をご参照下さい。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	21	36	237	21	21	36	-	-
農業、林業、漁業	-	-	12	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	16	16	-	16	16	16	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	45	-	46	45	45	-	-	-
卸売業、小売業	14	29	15	14	14	29	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	412	450	310	412	412	450	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	34	3	10	34	34	3	-	-
飲食業	-	-	13	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	36	3	47	36	36	3	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	969	982	947	969	969	982	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	20	19	21	20	20	19	-	-
合 計	1,572	1,541	1,663	1,572	1,572	1,541	-	-

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

<リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関>

当金庫はリスク・ウェイトの判定にあたって使用する適合格付機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）によるものとしており、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

(単位: 百万円、%)

(単位: 百万円、%)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	42,394	1,878	32	43,124
40%～70%	7,891	6,332	9	8,384
75%	8,299	1,251	11	8,054
80%	-	-	-	-
85%	5,742	102	39	5,402
90%～100%	6,675	1,100	11	6,576
105%～130%	2,101	-	-	2,091
150%	570	7	10	561
250%	2,356	-	-	2,356
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	76,032	10,673	14	76,550

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	43,694	2,038	39	44,623
40%～70%	7,414	7,220	9	7,965
75%	8,132	1,407	12	7,945
80%	-	-	-	-
85%	7,964	258	26	7,429
90%～100%	5,044	154	10	4,987
105%～130%	2,778	-	-	2,750
150%	230	6	10	224
250%	2,337	-	-	2,337
400%	20	-	-	20
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	77,617	11,086	15	78,285

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	1,027	－	1,027	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,363	600	2,363	600	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	599	－	599	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,766	－	1,766	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	2	－	2	－	0	9
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,862	8	23,862	8	5,614	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	－	0	－	0	19
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	15,691	1,220	15,116	148	11,377	74
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,109	8,704	11,752	736	6,273	50
トランザクター向け	－	7,140	－	595	247	41
不動産関連向け	8,864	－	8,810	－	6,691	75
自己居住用不動産等向け	2,149	－	2,143	－	690	32
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	6,714	－	6,666	－	6,001	90
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,022	8	1,011	0	1,095	108
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	12	－	12	－	12	100
信用保証協会等による保証付	6,352	102	6,352	10	636	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,356	29	2,356	11	2,368	100
合計					34,070	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	1,299	－	1,299	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,443	801	2,443	801	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	597	－	597	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,687	－	2,687	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	2	－	2	－	0	9
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,799	8	23,799	8	5,558	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	13,992	366	13,329	67	10,063	75
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,650	9,772	13,317	846	6,810	48
トランザクター向け	－	8,094	－	674	281	41
不動産関連向け	9,449	－	9,370	－	7,300	77
自己居住用不動産等向け	2,139	－	2,129	－	668	31
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	7,310	－	7,240	－	6,632	91
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,371	7	1,364	0	1,447	106
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	7	－	7	－	1	19
信用保証協会等による保証付	5,958	94	5,958	9	596	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,357	34	2,357	13	3,084	130
合計					34,864	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	1,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,964	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	599	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,766	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8	-	-	19,683	-	2,058	-	-	-	-	-	-	2,121	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	2,721	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	595	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	595	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	327	181	417	-	-	-	231	-	-	361	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	327	181	417	-	-	-	231	-	-	361	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	394	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	6,363	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,365	6,377	-	20,512	181	2,475	-	-	-	231	-	595	5,599	-	-	-	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,027
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,964
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	599
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,766
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,871
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	1,904	-	5,489	-	-	4,647	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,264
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	11,373	-	-	-	-	519	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,488
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	595
不動産関連向け	2,708	-	-	-	2,491	-	-	-	2,091	-	-	-	-	-	-	-	8,810
自己居住用不動産等向け	625	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,143
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	2,083	-	-	-	2,491	-	-	-	2,091	-	-	-	-	-	-	-	6,666
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	56	-	-	-	-	561	-	-	-	-	1,012
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,363
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,368	-	-	-	2,368
合計	2,708	13,277	-	5,489	2,491	-	5,223	-	2,091	-	-	561	2,368	-	-	-	76,550

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和7年度																
現金	1,299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,245	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	597	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	2,687	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8	-	-	20,026	-	1,664	-	-	-	-	-	-	2,108	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	791	-	-	-	-	-	-	-	-	2,520	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	6,712	-	-	-	-	-	-	-	587	-	-	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	87	-	-	-	-	-	-	-	587	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	1,248	148	214	-	-	-	103	-	-	74	-	-	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,248	148	214	-	-	-	103	-	-	74	-	-	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	59	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	5,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	7,839	5,978	-	28,778	148	1,878	-	-	-	103	-	587	4,762	-	-	-	

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,299
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,245
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	597
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,687
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,807
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	1,303	-	7,429	-	1,351	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,397
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	6,641	-	-	-	-	222	-	-	-	-	-	-	-	-	14,164
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	674
不動産関連向け	2,512	-	-	-	2,318	-	-	2,750	-	-	-	-	-	-	-	9,370
自己居住用不動産等向け	340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,129
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	2,171	-	-	-	2,318	-	-	2,750	-	-	-	-	-	-	-	7,240
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-	224	-	-	-	-	1,365
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,968
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,350	20	-	2,371
合計	2,512	7,945	-	7,429	2,318	-	2,655	2,750	-	-	224	2,350	20	-	-	78,285

●信用リスク削減手法に関する事項

＜信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じており、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「事務取扱要領」により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ保証、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する保証等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫の「事務取扱規程、事務取扱要領」により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	846	1,081	15,243	13,650	-	-
(1)ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
(2)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
(3)法人等向け	358	662	3,530	1,683	-	-
(4)中小企業等及び個人向け	422	332	10,176	10,478	-	-
(5)抵当権付住宅ローン	5	9	953	1,022	-	-
(6)不動産取得等事業向け	48	69	301	258	-	-
(7)三月以上延滞等	10	6	281	206	-	-

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

ユネスコ無形文化遺産「新庄まつりの山車（やたい）行事」

新庄まつりは、平成21年に「新庄まつりの山車（やたい）行事」として国の重要無形民俗文化財に指定されました。その後、平成26年3月に文化庁からユネスコ無形文化遺産の候補として提案され、平成28年11月にユネスコ無形文化遺産へと登録されました。

本行事は、京都の「京都祇園祭の山鉦（やまほこ）行事」や福岡の「博多祇園山笠行事」などと共に「山・鉦・屋台行事」の一つとして登録されており、文化庁からは「重要な年中行事として世代間で受け継がれ、人々の絆を強めている日本の山鉦文化の多様性や豊かさ」を示すものとして、その価値が世界へアピールされています。



2026



2025



2024



2023



2022

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが伴っております。それらのリスクに対し、内部で定めた運用方針・余資運用基準等に基づき、有価証券保有限度額管理を行いながら、VaR（バリューアットリスク：過去の変動データ等をもとに将来予想される最大損失額を統計的に計測する手法）等により、リスクを計量化しております。また、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合リスク管理によらない統合的リスク管理でリスク資本を配賦し、自己資本とのリスク対比で経営体力の十分性が確認できる枠組みを把握する上での統合的リスク管理を行っております。

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	3
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	29	30

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
①派生商品取引合計	29	30	29	30
(1)外国為替関連取引	28	28	28	28
(2)金利関連取引	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-
(4)株式関連取引	1	1	1	1
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	29	30	29	30

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。
 3. 長期決済期間取引は平成20年3月31日からの適用となっております。

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の用語のご説明＞

①派生商品取引

有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される取引をいいます。

②カレント・エクスポージャー方式

派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式で、契約時から現在までのマーケット変動を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としております。

③再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額をいいます。

④アドオン

評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスクをいいます。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(当金庫は投資家であるため、オリジネーターに関する事項は記載しておりません)

＜証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

当金庫における証券化取引の役割については、投資家としてであり、有価証券投資については、余資運用の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる余資運用基準の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理要領」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

＜証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称＞

当金庫は標準的手法を採用しております。

＜証券化取引に関する会計方針＞

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

＜証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称＞

当金庫はエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたって使用する適格格付機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）によるものとしており、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

（１）保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
証券化エクスポージャーの額	—	—
劣後ローン債権・優先出資	—	—

（２）保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、

上記の計算式と一致しない場合があります。

（３）保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

当金庫は、該当項目がないため記載しておりません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

＜銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資者が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、有価証券にかかる「余資運用基準」の中で定める枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。非上場株式、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「市場リスク管理要領」、「余資運用基準」及び「自己査定基準」「自己査定基準細則」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（１）貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	572	572	387	387
非上場株式等	750	750	701	701
合計	1,322	1,322	1,088	1,088

（注）株式関連投資信託については、資産構成から分類せず一括して含めております。

（２）出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
売却益	242	148
売却損	25	39
償却	-	-

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

（３）貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評価損益	-	-

（４）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評価損益	-	-

●オペレーショナル・リスクに関する事項

＜リスク管理の方針及び手続の内容＞

当金庫では、オペレーショナル・リスクを業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的事象により金庫が損失を被る狭義の経営リスクと定義しております。その原因に基づき、①事務リスク（事務に係るもの）、②システムリスク（システムに係るもの）、③その他のオペレーショナル・リスク（内外からの不正等によるもの、物的資産の損傷、顧客や商品・提供するサービスに起因するもの及び労務慣行等から生じるもの）に分類し、管理しています。リスクの計測に関しましては、当面、標準的計測手法かつILMを「1」を採用することとしておりますが、事務ミスやシステム障害等によるここ3年間での損失は希少であり、現在の計測手法に問題ないと評価しております。また、自己評価、事務ミス等で認識・評価したオペレーショナル・リスクに関しましては、担当各々が、その削減・縮小方法について検討し、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

＜BIの算出方法＞

BI（事業規模指数）は、ILD（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）の直近3カ年の平均値を求め、各要素を合計して算出しております。

＜ILMの算出方法＞

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条に基づき「1」を使用しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無＞

該当ございません。

＜オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無＞

該当ございません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,981	4,105
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

●金利リスクに関する事項

<金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要>

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測や金利更改分析を、証券会社のツール等により定期的に計測を行っており、必要に応じて経営陣へ報告を行う等、収支計画実績対比による期間収益管理を行いながら資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

<金利リスクの算定方法の概要>

開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII は以下の事項に基づいて算定しております。また、金利ショックに関する説明として、 ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、月次ベースで行うストレス・テスト等の実施にあたり、シナリオに基づく金利変動としてその結果をリスク管理委員会へ報告しております。加えて、金利リスクの前提及びその意味としては、金利リスクをVaR法にて計測しており、その他のリスクとともに統合的に管理することで、リスク資本配賦の枠組み内に収まるようモニタリングしております。

(開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII に関する事項)

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済に関する前提	考慮しておりません。
定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	すべての通貨を対象としており、通貨毎に算出された数値を、単純計算にて算出しております。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	ΔEVE の減少は、有価証券のうち債券の残高減少を主因とするものです。 ΔNII の増加は、預金の残高増加を主因とするものです。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額)の結果は、監督上の基準値である自己資本の額の20%に対し、金利リスク顕在化においても国内基準金融機関最低所要自己資本額以上を維持する問題のない水準であると認識しております。

(算定結果)

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,499	1,308	-	46
2	下方パラレルシフト	$\Delta 1,499$	$\Delta 1,399$	18	-
3	スティープ化	1,186	1,166		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,499	1,308	18	46
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		6,991		6,655	

(注)金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●統合的リスク管理におけるリスク量とリスク資本の配賦について

当金庫は、規制上の自己資本比率算出時にカバーされない信用・市場リスク量を VaR（バリュアットリスク：過去の変動データ等をもとに将来予想される最大損失額を統計的に計測する手法）等により、リスクを計量化しております。また、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合リスク管理によらない統合的リスク管理でリスク資本を配賦し、自己資本とのリスク対比で経営体力の充分性が確認できる枠組みを把握する上での統合的リスク管理を行っております。

（令和8年3月末リスク量）

（単位：百万円）

区 分		リスク量	前提条件
信用リスク	有価証券	297.0	【有価証券】 計測方法：信用VaRモンテカルロ・シミュレーションを5万回行う 計測したポートフォリオ総額：9,198百万円（国債・政保債・地方債を除く債券） 信用VaR＝想定最大損失額（300百万円）－期待損失額（3百万円：期待損失率0.03％で算出） 信頼水準：99.9％
	貸出金	45.5	
	合 計	342.5	
市場リスク	金 利	430.7	【貸出金】 3月末総与信（地方公共団体を除く貸出金等）のうち上位20先（名寄せ後）の債務者区分が「ランクアップ」したと想定し、当該与信の未保全部分に貸倒実績率を乗じて、今後1年間の予想損失額を算出 計測方法：市場VaR分散共分散法 対象リスク：金利（金利に感応する全ての資産・負債）・外貨金利・為替および価格変動リスク 観測期間：1年（250日） 保有期間：6ヵ月（120日） 信頼水準：99.0％ ※合計は相関を考慮したものになっている【単純合算の場合2,095.0（百万円）】 また、私募REIT・オルタナティブ投資に対するリスク量（605百万円）、非線形リスク量（20百万円）が上乗せされている
	為 替	111.4	
	価格変動	1,552.9	
	合 計	2,173.4	
オペレーショナル・リスク		228.9	標準的計測手法により算出 （自己資本比率算出時と同様）
統合的リスク量合計		2,744.8	

（注）市場リスクの合計額は相関（分散投資の効果）を考慮しているため、個々のリスクを合計したものと一致しません。

経済資本（金融機関が有するリスクの総量に見合った資本額）ベースでの資本の充分性の確保

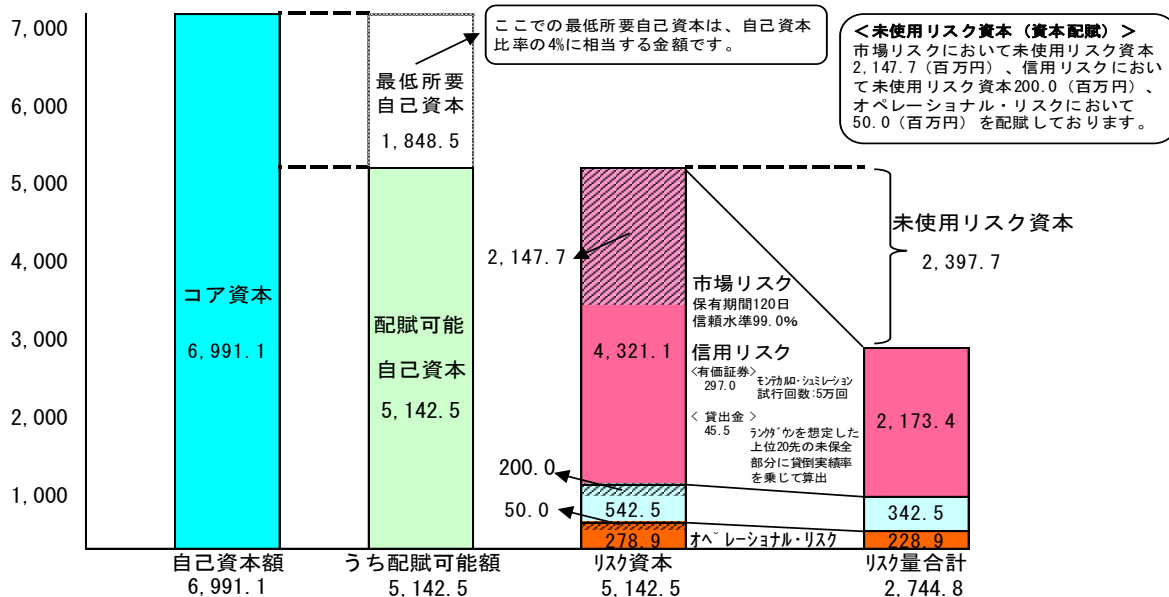
リスク資本が同時に顕在化した場合の自己資本比率

$$\frac{（自己資本－配賦したリスク資本）}{（自己資本比率算出時の分母となる額）} \times 100$$

＝国内基準4.00％以上になるように管理

信用・市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに配賦したリスク資本が全て同時に顕在化した場合でも、自己資本比率が国内基準4％以上になるように管理しております。また、現状のリスク量合計2,744.8百万円に対し、配賦したリスク資本において合計5,142.5百万円を配賦しております。なお、未使用リスク資本（資本配賦）は2,397.7百万円で、経営体力に見合うような資本配賦運営を行って参ります。

（百万円）



【諸比率】

● 利率

(単位: %)

年度別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
項目	業務純益率	0.56	0.41	0.44
	経常利益率	0.58	0.53	0.62
	当期純利益率	0.42	0.37	0.42
ROE (総資産利益率)	業務純益率	7.35	5.08	5.31
	経常利益率	7.54	6.56	7.44
	当期純利益率	5.46	4.53	5.10

- (注) 1. 総資産利益率 (ROA) = $\frac{\text{業務純益、経常利益または当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平残}} \times 100$
2. 資本利益率 (ROE) = $\frac{\text{業務純益、経常利益または当期純利益}}{\text{純資産平残}} \times 100$

● 預貸率・預証率

(単位: %)

項目	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	末 残	平 残	末 残	平 残	末 残	平 残
預貸率	55.27	54.19	56.19	54.90	57.56	56.81
預証率	25.05	25.71	21.99	25.19	20.98	22.90

● 利鞘

(単位: %)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.79	1.85	2.01
資金調達利回	0.00	0.06	0.19
資金調達原価率	1.15	1.36	1.44
総資金利鞘	0.64	0.49	0.57

- (注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平残}} \times 100$
2. 資金調達利回 = $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$
3. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$
4. 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$
2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

【損益の状況】

● 業務粗利益

(単位: 千円)

年度別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
項目				
資金運用収支		1,467,575	1,460,480	1,499,926
	資金運用収益	1,471,658	1,508,960	1,649,647
	資金調達費用	4,082	48,479	149,720
役務取引等収支		△ 112,813	△ 117,677	△ 126,679
	役務取引等収益	88,676	91,420	92,639
	役務取引等費用	201,489	209,097	219,319
その他業務収支		△ 6,396	6,757	△ 48,437
	その他業務収益	44,663	43,377	15,533
	その他業務費用	51,059	36,619	63,971
業務粗利益 (業務粗利益率)		1,348,365 (1.64)	1,350,443 (1.65)	1,328,378 (1.62)

- (注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他業務収支
3. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定計平残 × 100

● 業務純益

(単位: 千円)

項目	令和6年度	令和7年度
業務純益	348,799	375,539
実質業務純益	367,926	383,985
コア業務純益	373,950	445,426
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	338,031	421,576

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
- 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
- また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
- 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
- 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、千円、%)

項目	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	82,080	1,471,658	1.79	81,383	1,508,960	1.85	81,666	1,649,647	2.01
うち貸出金	41,773	990,846	2.37	42,082	1,013,274	2.40	43,844	1,091,823	2.49
うち預け金	20,180	28,376	0.14	19,575	50,003	0.25	19,734	109,033	0.55
うち有価証券	19,819	444,920	2.24	19,309	438,152	2.26	17,672	439,625	2.48
うちその他	306	7,515	2.45	415	7,528	1.81	415	9,165	2.20
資金調達勘定	76,230	4,082	0.00	75,225	48,211	0.06	75,358	149,444	0.19
うち預金積金	77,074	3,835	0.00	76,643	48,191	0.06	77,169	149,304	0.19
うち借入金	22	-	-	25	20	0.08	39	139	0.35

- (注) 1. 資金運用勘定には無利息預け金、金銭の信託の平均残高を含みません。
2. 資金調達勘定からは金銭の信託運用見合額の平均残高および利息を除いております。

●資金運用収支の内訳（参考）

(参考) (単位: 百万円)

年度別 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
無利息預け金平残	-	-	-
金銭の信託平残	891	1,470	1,878

●受取利息・支払利息の増減

(単位: 千円)

年度別・要因別 項目	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
資金運用勘定	6,733	△ 8,408	△ 1,675	△ 6,238	43,540	37,302	2,617	138,070	140,687
うち貸出金	5,487	13,487	18,974	3,661	18,767	22,428	21,144	57,405	78,549
うち預け金	208	12,284	12,492	△ 423	22,050	21,627	198	58,832	59,030
うち有価証券	△ 2,915	△ 30,226	△ 33,141	△ 5,712	△ 1,056	△ 6,768	△ 18,498	19,971	1,473
うちその他	12	△ 12	0	1,335	△ 1,322	13	0	1,637	1,637
資金調達勘定	0	△ 192	△ 192	0	44,129	44,129	39	101,194	101,233
うち預金積金	0	△ 224	△ 224	0	44,356	44,356	157	100,956	101,113
うち借入金	-	-	-	-	20	20	5	114	119

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による変動要因に含めております。

●経費の内訳

(単位: 千円)

年度別 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	512,288	634,281	582,563
報酬給料手当	459,927	468,838	491,380
賞与引当金 繰繰入額	2,487	3,515	△ 2,090
退職給付費用	△ 25,026	81,838	12,117
社会保険料等	62,849	65,498	64,666
その他	12,050	14,590	16,490
物件費	321,570	328,139	338,381
事務費	136,516	137,932	148,708
固定資産費	62,351	59,574	59,875
事業費	48,126	34,852	41,052
人事厚生費	15,271	22,944	13,495
預金保険料	10,900	11,030	10,992
有形固定資産償却	46,190	60,074	63,291
無形固定資産償却	2,214	1,731	966
税金	52,003	34,685	39,937
合 計	885,862	997,106	960,883

(注) 税金には法人税、住民税、配当利子所得税を含みません。

●その他業務損益の内訳

(単位: 千円)

年度別 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
その他業務損益 (A)-(B)	△ 6,396	6,757	△ 48,437
その他業務収益 (A)	44,663	43,377	15,533
外国通貨売買益	-	-	-
国債等債券売却益	12,216	30,055	2,459
国債等債券償還益	87	508	-
雑益	32,360	12,813	13,073
その他業務費用 (B)	51,059	36,619	63,971
外国通貨売買損	-	-	-
国債等債券売却損	-	2,922	3,949
国債等債券償還損	51,024	33,665	59,950
国債等債券償却	-	-	-
雑損	35	32	70

【営業の状況】

●預金積金残高

①期末残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末	令和7年3月末比	令和7年3月末
流動性預金		39,766	699	39,067
当座預金		466	△ 141	607
普通預金		37,392	997	36,395
貯蓄預金		38	△ 2	40
通知預金		130	0	130
その他		1,738	△ 157	1,895
定期性預金		37,813	△ 46	37,859
定期預金		36,296	141	36,155
うち固定金利定期預金		36,275	131	36,144
変動金利定期預金		21	10	11
その他定期預金		-	-	-
定期積金		1,516	△ 188	1,704
合 計		77,580	654	76,926

②平均残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末	令和7年3月末比	令和7年3月末
流動性預金		38,989	1,199	37,790
当座預金		476	55	421
普通預金		38,246	1,152	37,094
貯蓄預金		34	△ 9	43
通知預金		2	△ 1	3
その他		230	4	226
定期性預金		38,179	△ 673	38,852
定期預金		36,633	△ 446	37,079
うち固定金利定期預金		36,613	△ 456	37,069
変動金利定期預金		20	11	9
その他定期預金		-	-	-
定期積金		1,545	△ 228	1,773
合 計		77,169	526	76,643

●預金者別預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末	令和7年3月末比	令和7年3月末
個人預金		59,447	68	59,379
法人預金		18,132	586	17,546
うち一般法人預金		12,755	855	11,900
公金預金		5,217	△ 273	5,490
金融機関預金		159	3	156
合 計		77,580	654	76,926
(会員預金)		26,105	406	25,699
(会員外預金)		51,474	247	51,227

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●常勤役職員 1人当たり預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末	令和7年3月末比	令和7年3月末
常勤役職員数		72人	△ 2人	74人
1人当たり預金残高		1,077	38	1,039

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●1店舗当たり預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末	令和7年3月末比	令和7年3月末
店舗数		8店舗	0店舗	8店舗
1店舗当たり預金残高		9,697	82	9,615

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金科目別残高

①期末残高

(単位:百万円)

科目・種類	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
手形貸付		2,494	△ 423	2,917
証書貸付		39,737	1,733	38,004
当座貸越		2,382	139	2,243
割引手形		45	△ 17	62
合 計		44,658	1,432	43,226
変動金利		7,396	844	6,552
固定金利		37,262	588	36,674

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

②平均残高

(単位:百万円)

科目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
手形貸付		2,616	223	2,393
証書貸付		39,021	1,474	37,547
当座貸越		2,150	81	2,069
割引手形		55	△ 16	71
合 計		43,844	1,762	42,082

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

種類	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
当金庫預金積金		406	△ 31	437
有価証券		—	—	—
動産		—	—	—
不動産		12,591	479	12,112
その他		—	—	—
小 計		12,997	448	12,549
信用保証協会・信用保険		14,577	△ 26	14,603
保証		4,042	△ 33	4,075
信用		13,041	1,044	11,997
合 計		44,658	1,432	43,226

(注)1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「当金庫預金積金」は自金庫が受け入れた預金積金を担保としたもの(当座貸越を含む)です。

3.「有価証券」は国債、地方債、社債、株式等の有価証券を担保としたものです。

4.「不動産」は土地、建物、借地権等を担保としたものです。

5.「その他」は商業手形、電話加入権、ゴルフ会員権等を担保としたものです。

6.「信用保証協会・信用保険」は信用保証協会、(社)しんきん保証基金の保証額、住宅融資保険の保険金額等です。

7.「保証」は無担保で保証付のものです。

8.「信用」は無担保かつ無保証のもの及び人的保証(保証人・連帯保証人)も含めます。

●常勤役員1人当たり貸出金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
常勤役員数		72人	△2人	74人
1人当たり貸出金残高		620	36	584

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●1店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
店舗数		8店舗	0店舗	8店舗
1店舗当たり貸出金残高		5,582	179	5,403

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
製造業		1,900 (4.25)	△ 341 (△ 15.21)	2,241 (5.18)
農業、林業		301 (0.67)	△ 74 (△ 19.73)	375 (0.86)
建設業		4,783 (10.71)	△ 37 (△ 0.76)	4,820 (11.15)
電気、ガス、熱供給、水道業		134 (0.30)	△ 12 (△ 8.21)	146 (0.33)
情報通信業		89 (0.19)	31 (53.44)	58 (0.13)
運輸業、郵便業		457 (1.02)	△ 19 (△ 3.99)	476 (1.10)
卸売業、小売業		2,564 (5.74)	△ 172 (△ 6.28)	2,736 (6.32)
金融業、保険業		1,402 (3.13)	△ 1 (△ 0.07)	1,403 (3.24)
不動産業		10,752 (24.07)	1,032 (10.61)	9,720 (22.48)
物品賃貸業		0 (0.00)	△ 106 (△ 100.00)	106 (0.24)
学術研究、専門・技術サービス業		22 (0.04)	3 (15.78)	19 (0.04)
宿泊業		586 (1.31)	124 (26.83)	462 (1.06)
飲食業		516 (1.15)	△ 45 (△ 8.02)	561 (1.29)
生活関連サービス業、娯楽業		488 (1.09)	△ 40 (△ 7.57)	528 (1.22)
教育、学習支援業		217 (0.48)	132 (155.29)	85 (0.19)
医療、福祉		1,237 (2.76)	86 (7.47)	1,151 (2.66)
その他のサービス		3,322 (7.43)	△ 75 (△ 2.20)	3,397 (7.85)
小 計		28,777 (64.43)	484 (1.71)	28,293 (65.45)
地方公共団体		2,686 (6.01)	921 (52.18)	1,765 (4.08)
個人		13,194 (29.54)	27 (0.20)	13,167 (30.46)
合 計		44,658 (100.00)	1,432 (3.31)	43,226 (100.00)

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 末残()内は構成比、末比()内は増減率を表示しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
設備資金		19,958 (44.69)	741 (3.85)	19,217 (44.45)
運転資金		24,700 (55.30)	691 (2.87)	24,009 (55.54)
合 計		44,658 (100.00)	1,432 (3.31)	43,226 (100.00)

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 末残()内は構成比、末比()内は増減率を表示しております。

●中小企業等向貸出残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
中小企業等向貸出		41,971	511	41,460
総貸出に対する比率		93.97%	△1.94ポイント	95.91%

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

〈中小企業等の範囲〉

中小企業等とは、資本金3億円以下（ただし、卸売業は1億円、小売業又はサービス業は5千万円）の事業者又は常用する従業員が300人（ただし卸売業又はサービス業は100人、小売業は50人）以下の事業者です。

●代理貸付取扱高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
信金中央金庫		23	△ 4	27
日本政策金融公庫		12	△ 4	16
国民生活事業		12	△ 4	16
中小企業事業		-	-	-
農林水産事業		0	0	0
(独)住宅金融支援機構		77	△ 15	92
(独)福祉医療機構		1	0	1
(独)中小企業基盤整備機構		1	△ 2	3
合 計		117	△ 25	142

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●債務保証見返残高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
預金、定期積金を担保にして行われる保証		-	-	-
金融機関等の業務の代理に付随する保証		26	△ 4	30
信金中央金庫		23	△ 4	27
日本政策金融公庫		2	△ 1	3
国民生活事業		2	△ 1	3
中小企業事業		-	-	-
農林水産事業		0	0	0
その他の保証		57	14	43
その他保証		57	14	43
合 計		83	10	73

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
当金庫預金積金		-	-	-
有価証券		-	-	-
動産		-	-	-
不動産		23	△ 4	27
その他		-	-	-
小 計		23	△ 4	27
信用保証協会・信用保険		-	-	-
保証		-	-	-
信用		59	13	46
合 計		83	10	73

(注)1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「当金庫預金積金」は自金庫が受け入れた預金積金を担保としたもの(当座貸越を含む)です。

3. 「有価証券」は国債、地方債、社債、株式等の有価証券を担保としたものです。

4. 「不動産」は土地、建物、借地権等を担保としたものです。

5. 「その他」は商業手形、電話加入権、ゴルフ会員権等を担保としたものです。

6. 「信用保証協会・信用保険」は信用保証協会、(社)しんきん保証基金の保証額、住宅融資保険の保険金額等です。

7. 「保証」は無担保で保証付きのものです。

8. 「信用」は無担保かつ無保証のもの及び人的保証(保証人・連帯保証人)も含めます。

●内国為替取扱高

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末		令和7年3月末
			令和7年3月末比	
送金為替	仕向為替	55,097	5,900	49,197
	被仕向為替	67,167	6,039	61,128
代金取立	仕向為替	1	1	0
	被仕向為替	16	6	10

(注)1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「仕向為替」欄は、お客様の依頼により相手金融機関に仕向けた為替の金額、「被仕向為替」欄は、相手金融機関から当金庫に仕向けられた為替の金額です。

なお、代金取立手形の場合は代金取立依頼側が、「仕向」になります。

【貸倒引当金の状況】

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	年度別	令和8年3月末	令和7年3月末
		令和7年3月末比	
貸出金償却額		- (-)	- (-)

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的取崩額(既引当額)を控除する前の金額です。

3. 下段の()内の計数は当該目的取崩額です。

●貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	26	45		26	45
	令和7年度	45	54		45	54
個別貸倒引当金	令和6年度	1,682	1,582	247	1,434	1,582
	令和7年度	1,582	1,541	147	1,434	1,541
合 計	令和6年度	1,709	1,628	247	1,461	1,628
	令和7年度	1,628	1,595	147	1,480	1,595

旅行企画の実施報告（美郷町ラベンダーまつり）

当金庫では、地域社会の活性化と交流の促進を目的として、独自に旅行企画を実施しております。令和8年6月には、「美郷町ラベンダーまつり」を訪ねるツアーを企画・実施いたしました。

本企画では、満開のラベンダー畑の散策をはじめ、「秋田ふるさと村」での昼食や、「西馬音内盆踊り会館」での伝統文化体験など、地域の魅力を凝縮した行程といたしました。当日は多くの皆さまにご参加いただき、郷土の文化と歴史を再発見する貴重な交流の機会となりました。今後も当金庫では、こうした体験型企画を通じて、地域の皆さまと喜びを分かち合い、ともに歩いていく地域密着の金融機関として努めてまいります。



経営課題の解決に向けた「新現役交流会」への参加支援

亀有信用金庫が主催する「新現役交流会」に、当金庫のお取引先2先が参加いたしました。

当金庫では、このような外部機関とも連携したマッチング機会の提供を通じて、取引先企業の経営課題解決を積極的にサポートしております。

【新現役とは】

大手企業OBや概ね10年以上の専門分野の知識・経験・ノウハウを有する人で、関東経済産業局の「マネジメントメンター(新現役)」データベースに登録されている人材を「新現役人材」と称しています。新現役交流会とは、経営課題の解決に向けた支援、指導などを受けることを目的に新現役の方々とは地元中小企業の代表者等が一堂に会して面談する機会を提供する場です。



【信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況】

当金庫の融資先の中には、事業経営に行きづまり経営破綻が表面化した先および長期延滞先も含まれております。その状況を以下のとおり開示いたします。当金庫は今後ともお客様の健全な融資要望に対しまして積極的にお応えしつつ、貸出金の不良化防止には最大の注意を払い、健全経営を推進いたします。

(単位: 百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込み額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,029	1,029	355	673	100.00	100.00
	令和7年度	756	756	172	583	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	1,811	1,674	774	899	92.39	86.70
	令和7年度	1,733	1,554	596	957	89.70	84.29
要管理債権	令和6年度	34	6	4	1	18.88	5.60
	令和7年度	13	5	4	0	39.97	5.37
三 延 月 滞 以 上 債 権	令和6年度	-	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	34	6	4	1	18.88	5.60
	令和7年度	13	5	4	0	39.97	5.37
小 計 (A)	令和6年度	2,875	2,709	1,135	1,574	94.22	90.46
	令和7年度	2,503	2,316	774	1,542	92.55	89.21
正 常 債 権 (B)	令和6年度	40,463					
	令和7年度	42,278					
合 計 (A) + (B)	令和6年度	43,338					
	令和7年度	44,781					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

【不良債権の開示(信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権)の一本化について】

不良債権の開示については、信用金庫法上の「信用金庫法開示債権」に関する規定の改正に基づき、「開示対象債権の範囲」や「開示の区分」を「金融再生法開示債権」に合わせることで、実質的な開示の一本化が図られました。

本改正により、信用金庫法及び金融再生法における「開示対象債権の範囲」に関して、破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・正常債権が「総与信」に統一されます。「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」(金融再生法上の「要管理債権」)は従前どおり貸出金のみが残高となります。

＜不良債権（信用金庫法開示債権・金融再生法開示債権）開示見直しの全体像＞

左記の表の信用金庫法に基づく信用金庫法開示債権と、金融再生法に基づく開示債権の関係をまとめますと、下記ようになります。

信用金庫法開示債権 旧基準（～2021.3末）		信用金庫法開示債権 新基準（2022.3末～）	金融再生法開示債権
開示ベース	単体		単体
対象債権	貸出金	その他の与信	総与信(注1)(注2)
開示債権に対応する債務者区分	破綻先	破綻先債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
	実質破綻先	延滞債権	
	破綻懸念先	三ヶ月以上延滞債権	危険債権
	うち、要管理債権（貸出金のみ）	貸出条件緩和債権	
	要管理先（貸出金以外）	開示対象外	三月以上延滞債権（貸出金のみ）
	その他要注意先		要管理債権（貸出金のみ） 三月以上延滞債権 + 貸出条件緩和債権
正常先	開示対象外		正常債権

(注1)私募債（自金庫保証付き）、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返、貸付有価証券（B/S注記対象）

(注2)破綻懸念先～破綻先（延滞債権、破綻先債権（＝破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権））の未収利息は原則として不計上

東北最大級のビジネス商談会「ビジネスマッチ東北」への支援について

当金庫では、お客様の販路拡大およびビジネスマッチングを支援する取り組みとして、令和7年11月13日に開催された「第20回ビジネスマッチ東北2025（会場：夢メッセみやぎ）」に参加いたしました。当日はお取引先を含めた10先が出展され、当金庫職員も同行し、商談のサポートを行いました。

「ビジネスマッチ東北」は、東北地域におけるビジネスマッチングの創出を目的として平成18年から開催されている東北最大級のビジネス展示・商談会です。

今回の「ビジネスマッチ東北2025」は、504の企業・団体が出展し、6,378名が来場。合計3,416件もの商談が行われるなど、大盛況のうちに幕を閉じました。



当金庫では、次回「第21回ビジネスマッチ東北2026」（令和8年11月12日開催）への参加も予定しており、今後も引き続き、お客様のビジネス拡大を積極的に支援してまいります。



展示会場内の模様

【時価情報・退職給付会計】

●有価証券の時価情報

(令和6年度)

- (注) 1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 売買目的有価証券・子会社株式及び関連会社株式については該当ありません。

○「金融商品会計に係る会計基準」により有価証券等の時価評価をしました。
○「その他有価証券」の時価評価をした結果、評価差額は△1,243百万円となり、税効果相当額控除後の△1,243百万円を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」に計上しました。

(1)満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末(R7.3.31現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
その 他		-	-	-	-

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価は当該会計年度末日における市場価格等に基づいております。
3. 満期保有目的の債券の含み損益については決算上に影響しません。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(2)その他の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末(R7.3.31現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	453	298	154
	債券	204	200	4
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	204	200	4
	その他	3,348	3,082	265
	小計①	4,006	3,581	424

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表計上額は当該会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
3. 上記のその他は外国証券、投資信託及びその他の証券です。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末(R7.3.31現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	119	159	△40
	債券	6,105	6,603	△497
	国債	1,650	2,005	△355
	地方債	-	-	-
	社債	4,455	4,598	△142
	その他	6,341	7,548	△1,206
	小計②	12,566	14,311	△1,744
合計(①+②)		16,572	17,893	△1,320

(3)当期中に売却したその他有価証券(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度(自 R6.4.1 至 R7.3.31)		
		売却額	売却益	売却損
その他有価証券		1,472	272	28

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4)市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

種類	年度	貸借対照表計上額 (R7.3.31現在)
満期保有目的の債券		-
非上場社債		-
その他有価証券		4
非上場株式		415
信金中央金庫出資金		344
組合出資金		344

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5)有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	期間別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		-	-	-	-	-	1,650	-	1,650
地方債		-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債		-	-	-	-	-	-	-	-
公社公団債		-	-	-	-	-	-	-	-
社債		598	590	1,327	282	93	1,767	-	4,659
株式		-	-	-	-	-	-	576	576
外国証券		-	-	96	381	194	653	-	1,325
その他の証券		-	-	-	-	-	-	8,709	8,709
合 計		598	590	1,424	663	287	4,071	9,286	16,922

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6)その他有価証券評価差額金

(貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。)

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (R7.3.31現在)
その他有価証券評価差額		△1,243
繰延税金負債		-
その他有価証券評価差額金		△1,243

(7)運用目的の金銭の信託はございません。

(8)満期保有目的の金銭の信託はございません。

●その他の金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (R7.3.31現在)
貸借対照表計上額		1,576
取得原価		1,500
差額		76
うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの		76
うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

●有価証券の時価情報

- (注) 1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 売買目的有価証券・子会社株式及び関連会社株式については該当ありません。

(令和7年度)

- 「金融商品会計に係る会計基準」により有価証券等の時価評価をしました。
○「その他有価証券」の時価評価をした結果、評価差額は△434百万円となり、税効果相当額控除後の△434百万円を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」に計上しました。

(1)満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末(R8.3.31現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
そ の 他		-	-	-	-

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価は当該会計年度末日における市場価格等に基づいております。
3. 満期保有目的の債券の含み損益については決算上に影響しません。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(2)その他の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末(R8.3.31現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	361	150	211
	債券	201	200	1
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	201	200	1
	その他	4,109	3,748	361
	小計①	4,673	4,098	574

種類	年度	当該会計年度末(R8.3.31現在)		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	5,420	6,103	△ 682
	国債	1,779	2,304	△ 525
	地方債	-	-	-
	社債	3,641	3,798	△ 156
	その他	5,888	6,766	△ 877
	小計②	11,309	12,869	△ 1,559
合計(①+②)		15,983	16,968	△ 984

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表計上額は当該会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
3. 上記のその他は外国証券、投資信託及びその他の証券です。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3)当期中に売却したその他有価証券(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度(自 R7.4.1 至 R8.3.31)		
		売却額	売却益	売却損
その他有価証券		568	150	43

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4)市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

種類	年度	貸借対照表計上額	
		(R8.3.31現在)	
満期保有目的の債券			
非上場社債		-	
その他有価証券			
非上場株式		4	
信金中央金庫出資金		415	
組合出資金		291	

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5)有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	期間別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		-	-	-	-	-	1,779	-	1,779
地方債		-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債		-	-	-	-	-	-	-	-
公社公団債		-	-	-	-	-	-	-	-
社債		495	195	1,406	91	88	1,564	-	3,843
株式		-	-	-	-	-	-	365	365
外国証券		-	96	379	191	374	228	-	1,269
その他の証券		-	-	-	-	-	-	9,021	9,021
合 計		495	292	1,785	282	462	3,572	9,386	16,279

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6)その他有価証券評価差額金

(貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。)

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (R8.3.31現在)
その他有価証券評価差額		△ 434
繰延税金負債		-
その他有価証券評価差額金		△ 434

(7)運用目的の金銭の信託はございません。

(8)満期保有目的の金銭の信託はございません。

●その他の金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (R8.3.31現在)
貸借対照表計上額		2,550
取得原価		2,000
差額		550
うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの		550
うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

●有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:千円)

区分		令和6年度		令和7年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	1,650,380	1,899,133	1,779,190	2,134,454
	合 計	1,650,380	1,899,133	1,779,190	2,134,454
地方債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
政府保証債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
公社公団債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
金融債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
事業債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	4,659,890	5,540,821	3,843,260	4,371,003
	合 計	4,659,890	5,540,821	3,843,260	4,371,003
新株予約権付社債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
株式	売買目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	576,993	696,356	365,959	282,007
	合 計	576,993	696,356	365,959	282,007
外国証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	1,325,754	1,499,260	1,269,700	1,499,168
	合 計	1,325,754	1,499,260	1,269,700	1,499,168
その他の証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	8,709,153	9,673,848	9,021,019	9,385,669
	合 計	8,709,153	9,673,848	9,021,019	9,385,669
計	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	16,922,170	19,309,421	16,279,129	17,672,302
	合 計	16,922,170	19,309,421	16,279,129	17,672,302

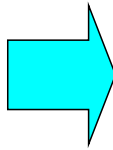
(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

●退職給付会計

[退職給付債務の状況]

○期首 (単位: 百万円)

年金資産 (時価)	退職給付債務 (責任準備金)
490	231



○期末 (単位: 百万円)

年金資産 (時価)	退職給付債務 (責任準備金)
551	254

[退職給付費用の処理等]

(1) 退職給付債務残高・年金資産額の状況

(単位: 百万円)

期首退職給付引当金残高	(1) (前期末)	-
退職給付債務(責任準備金)	(2) (前期末)	231
年金資産額(時価)	(3) (前期末)	490
年金制度への拠出額	(4) (当期)	△297
退職給付債務(責任準備金)	(5) (当期末)	254
年金資産額(時価)	(6) (当期末)	551

(注) 当金庫の退職金制度は(税制) 適格退職年金制度に100%加入しており、その年金資産は「りそな銀行」及び「三井住友信託銀行」に委託して内外株式及び債券等で運用しております。

会計基準変更時差異の費用処理期間	1年	(A)
------------------	----	-----

(2) 退職給付費用の処理等

(単位: 百万円)

会計基準変更時差異	(7) (当期)	-	
会計基準変更時差異の費用処理額	(8) (前期末)	-	(8) = (7) / (A)
会計基準変更時差異の未処理額	(9) (前期末)	-	(9) = (7) - (8)
退職給付引当金残高	(10) (当期)	-	(10) = (5) - (6) - (9)
退職給付費用	(11) (当期末)	△297	(11) = (4)
退職給付引当金取崩し(臨時収益)	(12) (当期末)	-	

(注) 退職給付引当金は退職給付会計に関する実務指針(中間報告)第36項⑥による簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により計算しております。

【報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算定基準 c. 支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	87

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「賞与」12百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	4
②理事及び監事の氏名及び役職名／事務所の名称及び所在地	3
2. 金庫の主要な事業の内容	4
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の概況	2
①経常収益	2
②経常利益又は経常損失	2
③当期純利益又は当期純損失	2
④出資総額及び出資総口数	2
⑤純資産額／総資産額	2
⑥預金積金残高／貸出金残高／有価証券残高	2
⑦出資に対する配当金／役員数／職員数／単体自己資本比率	2
(3) 直近の2事業年度における事業の概況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益／業務粗利益率／業務純益／実質業務純益／コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	49
イ. 資金運用収支／役務取引等収支／及びその他業務収支	49
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／利息／利回り／及び資金利鞘	49
エ. 受取利息及び支払利息の増減	50
オ. 総資産経常利益率／総資産当期純利益率	49
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高	51
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分毎の定期預金の残高	51
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	52
イ. 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高	52
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高	52
エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	53
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	53
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	49
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分）平均残高	該当なし
イ. 有価証券の種類別残高（国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他証券並びに貸付有価証券の区分）	60
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	49
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
①リスク管理の体制	17 ～ 18
②法令等遵守の体制	14
③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12 ～ 13
④金融ADR制度への対応	15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30 ～ 33
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	56
②危険債権	56
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）	56
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	56
⑤正常債権	56
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	34 ～ 48
「自己資本比率規制（パーゼルⅢ）第3の柱に係る定性的／定量的な開示事項」	
①自己資本調達手段の概要／自己資本の構成に関する事項	34 ～ 35
②自己資本の充実度に関する評価方法の概要／自己資本の充実度に関する事項	36
③信用リスクに関する事項／信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	37 ～ 42
④信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要／信用リスク削減手法に関する事項	43
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要／派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	44
⑥証券化エクスポージャーに関する事項／同左	45
⑦出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要／出資等エクスポージャーに関する事項	46
⑧オペレーショナル・リスクに関する事項	46
⑨リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	47
⑩金利リスクに関する事項／同左	47
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券／②金銭の信託／③第102条第1項第5号に掲げる取引（該当なし）	58 ～ 60
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
(6) 貸出金償却の額	55
(7) 金融再生法開示債権の状況 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権②危険債権③要管理債権	56
(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	33
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	61
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	33



「幸せは寝(しつけ)から」(し続けるから寝)

平成13年、青少年健全育成を目指す啓発ポスターとして制作されました。製作元の栃木県佐野市・光永寺様のご協力のもと、希望されるお客様や小学校、公民館等へ配布し、学校の教材としても長く採用されています。

令和8年7月発行

新庄信用金庫 総合企画部

〒996-0027 山形県新庄市本町2番9号

TEL. 0233-22-4222 (代表)

ホームページ <https://www.shinjosk.co.jp/>

このディスクロージャリー誌は信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

SHINJO SHINKIN BANK